

366.1  
N772  
5⑤



\*0037555000\*

0037555-000

366.1-N772-5ウ

労務関係新法令全書

日本産業福利協会・編

日本産業福利協会

昭和16—

AGF



366.1  
N 772  
5

加除式勞務關係新法令全書







913  
178

加除式 勞務關係新法令全書 目次

賃金統制令關係

- 一、賃金統制令……………昭一五、勅令六七五改正……………(賃一)
- 二、賃金統制令施行規則……………昭一五、省令四六改正……………(賃七)
- 三、賃金統制令第三條第二項ノ評價額……………昭一五、告示三二三……………(賃二七)
- 四、賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ價格……………昭一五、告示三二四……………(賃二八)
- 五、賃金臨時措置令……………昭一四、勅令七〇五……………(賃二九)
- 六、賃金臨時措置令施行規則……………昭一四、省令三四……………(賃三四)

就業時間制限令關係

- 一、就業時間制限令……………昭一四、勅令一二七……………(就一)
- 二、就業時間制限令施行規則……………昭一四、省令七……………(就三)



三、就業時間制限令第二條ノ指定事業……………昭一四、告示七四……………(就六)

### 工場事業場技能者養成令關係

一、工場事業場技能者養成令……………昭一四、勅令一三一……………(技一)  
二、工場事業場技能者養成令施行規則……………昭一四、省令三……………(技三)  
三、工場事業場技能者養成令施行規則

第四條第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件……………昭一五、省令一……………(技一〇)

四、工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定……………昭一四、告示五五……………(技一一)

五、工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定(採鑛及化學工業)……………昭一五、告示八四……………(技一二)

六、工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項比率(昭和十四年分)……………昭一四、告示五六……………(技一三)

七、工場事業場技能者養成令施行規則

第四條第一項比率(昭和十五年分)……………昭一四、告示二二五……………(技一四)

八、工場事業場技能者養成令施行規則

第四條第一項比率(昭和十五年分採鑛及化學工業)……………昭一五、告示八五……………(技一五)

九、工場事業場技能者養成開始ノ時期及養成計畫ノ認可申請期間……………昭一五、告示八六……………(技一六)

一〇、工場事業場技能者養成補助規則……………昭一四、省令二二……………(技一七)

### 從業者移動防止令關係

一、從業者移動防止令……………昭一六、勅令一一三改正……………(從一)

二、從業者移動防止令施行規則……………昭一六、省令二改正……………(從四)

三、從業者移動防止令第二條第一號ノ事業指定……………昭一五、告示三五六……………(從一二)

四、從業者移動防止令第二條第一號ノ勞務者指定……………昭一五、告示三五七……………(從一三)

五、從業者移動防止令第二條第三號ノ技術者指定……………昭一五、告示三五八……………(從一四)

### 青少年雇入制限令關係

一、青少年雇入制限令……………昭一六、勅令一一三改正……………(青一)

二、青少年雇入制限令施行規則……………昭一六、省令二改正……………(青四)

三、青少年雇入制限令第三條第二號ノ事業指定……………昭一五、告示二八……………(青一八)

四、青少年雇入制限令第四條ノ女子青少年雇入制限業務指定……………昭一五、告示二九……………(青二一)

五、青少年雇入制限令第二條第一號ノ學校(養成所)指定……………昭一五、告示二六……………(青二二)



六、青少年雇入制限令第二條第三號ノ檢定試験又ハ免許指定……………昭一五、告示二七……………(青二三)

四

### 學校卒業者使用制限令關係

- 一、學校卒業者使用制限令……………昭一三、勅令五九九……………(學一)
- 二、學校卒業者使用制限令施行規則……………昭一五、省令二五改正……………(學二)
- 三、學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定……………昭一五、告示一七九改正……………(學一九)
- 四、學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定……………昭一五、告示一八〇改正……………(學二〇)

### 國民職業能力申告令關係

- 一、國民職業能力申告令……………昭一六、勅令一一三改正……………(登一)
- 二、國民職業能力申告令施行規則……………昭一六、省令二改正……………(登五)
- 三、國民職業能力申告令
  - 第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ特例ニ關スル件……………昭一四、閣令一……………(登三六)
  - 四、國民職業能力申告令第二條第一號ノ指定職業……………昭一四、告示五……………(登三八)
  - 五、國民職業能力申告令第二條第三號ノ指定學校……………昭一四、告示六……………(登四五)

- 六、國民職業能力申告令第二條第三號ノ指定學科……………昭一四、省令七……………(登四六)
- 七、國民職業能力申告令第二條第四號ノ指定技能者養成施設……………昭一四、告示八……………(登四八)
- 八、國民職業能力申告令第二條第五號ノ指定檢定試験及免許……………昭一四、告示九……………(登四九)
- 九、國民職業能力申告令第十四條ノ指定官廳……………昭一五、告示一一一改正……………(登五〇)
- 一〇、國民職業能力申告令
  - 第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件……………昭一六、省令二改正……………(登五二)
  - 二、國民職業能力申告令第二條第六號ノ指定特例……………昭一五、告示三二二……………(登五五)

### 入營者職業保障法關係

- 一、入營者職業保障法……………昭一三、法律六二改正……………(入一)
- 二、入營者職業保障法施行令……………昭一三、勅令一三五改正……………(入三)
- 三、入營者職業保障法施行規則……………昭一一、省令改正……………(入四)

### 國民徵用令關係

- 一、國民徵用令……………昭一六、勅令一一三改正……………(徵一)

五



- 二、國民徵用令施行規則……………昭一六、省令二改正……………(徵六)
- 三、國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル  
徵用セラルベキモノノ出頭旅費支辨方ニ關スル件……………昭一六、省令八改正……………(徵一九)
- 四、國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル  
徵用セラルベキモノノ出頭旅費規則……………昭一六、省令八改正……………(徵二一)
- 五、徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件……………昭一四、省令二〇……………(徵二三)

### 機械技術者檢定規則關係

- 一、機械技術者檢定規則……………昭一四、省令八……………(機一)
- 二、機械技術者檢定規則施行要綱……………昭一五、告示五八……………(機五)

### 勞働者年金保險法關係

- 一、勞働者年金保險法……………昭一六、法律六〇……………(年一)

### 國民勞務手帳法關係

- 一、國民勞務手帳法……………昭一六、法律四八……………(手一)
- 二、國民勞務手帳法施行期日ノ件……………昭一六、勅令七〇三……………(手四)
- 三、國民勞務手帳法施行令……………昭一六、勅令七〇四……………(手五)
- 四、國民勞務手帳法及  
國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件……………昭一六、勅令七〇五……………(手一一)
- 五、國民勞務手帳法施行規則……………昭一六、省令二四……………(手二四)

### 職業紹介法關係

- 一、職業紹介法……………昭一五、法律七四改正……………(紹一)
- 二、職業紹介法施行令……………昭一五、勅令一二六改正……………(紹三)
- 三、職業紹介法施行規則……………昭一六、省令二改正……………(紹五)
- 四、職業紹介業務規程……………昭一五、告示二一七改正……………(紹七)
- 五、勞務供給事業規則……………昭一六、省令二改正……………(紹一三)
- 六、勞務者募集規則……………昭一六、省令二改正……………(紹二一)

### 工場法關係



一、工場法	昭一〇、法律一九改正	(工一)
二、工場法施行令	昭一一、勅令四四六改正	(工五)
三、工場法施行規則	昭一一、省令五三改正	(工二〇)
四、工場危害豫防及衛生規則	昭四、省令二四	(工三三)
	(工場危害豫防及衛生規則施行標準)	(工三六)
五、工場附屬寄宿舍規則	昭四、省令三六改正	(工四五)

### 退職積立金及退職手當法關係

一、退職積立金及退職手當法	昭一二、法律四二	(退一)
二、退職積立金及退職手當法施行令	昭一二、勅令四四	(退七)
三、退職積立金及退職手當法施行規則	昭一二、省令四六	(退一二)
	(退職積立金及退職手當ニ關スル事務取扱方針)	(退一九)
	(退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則)	(退二三)
	(報告並臺帳様式)	(退三五)

### 勞働者災害扶助法關係

一、勞働者災害扶助法	昭一〇、法律一八改正	(災一)
二、勞働者災害扶助法施行令	昭一一、勅令四四六改正	(災三)
三、勞働者災害扶助法施行規則	昭一一、省令五四改正	(災一一)
四、勞働者災害扶助責任保險法	昭六、法律五五	(災二一)
五、勞働者災害扶助責任保險法施行令	昭一〇、勅令二七改正	(災二三)
六、勞働者災害扶助責任保險法施行規則	昭一〇、省令一六改正	(災二六)
七、勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率	昭一一、告示六八三	(災三〇)
八、土木建築工事場安全及衛生規則	昭一二、省令四一	(災六二)
九、土石採取場安全衛生規則	昭九、省令一一	(災七〇)

### 汽罐取締令關係

一、汽罐取締令	昭一〇、省令二〇	(汽一)
二、汽罐構造規格	昭一〇、告示二〇四	(汽三二)



## 労働争議調停法關係

- 一、労働争議調停法……………大一一五、法律五七……………(争一)
- 二、労働争議調停法施行令……………大一一五、勅令一九六……………(争四)
- 三、労働争議調停法第一條第一項第六號ノ事業ヲ定ムル件……………大一一五、勅令二五三……………(争六)

## 健康保險法關係

- 一、健康保險法……………昭一四、法律七四改正……………(健一)
- 二、健康保險法施行令……………昭一五、勅令三七三改正……………(健一一)
- 三、健康保險法施行規則……………昭一五、省令一九改正……………(健二七)
- 四、健康保險法第十三條第三號  
(ホ)ノ規定ニ依ル運送事業ノ指定ニ關スル件……………昭九、勅令四〇一……………(健七四)
- 五、健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業指定ノ件……………昭一〇、告示一七八……………(健七五)
- 六、健康保險法施行令第七條ノ共濟組合ノ指定……………昭一〇、告示一八二……………(健七六)
- 七、健康保險ノ被保險者タラサル臨時使用人ニ關スル件……………大一一五、省令四七……………(健七七)

- 八、健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件……………昭一三、勅令二〇改正……………(健七八)
- 九、健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス  
大學附屬醫院ニ關スル勅令施行ニ關スル件……………昭一〇、省令改正……………(健七九)

- 一〇、昭和二年勅令第二百六十八號健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院其ノ他之ニ準ズベキ病院……………昭六、告示一……………(健八二)
- 一一、健康保險法第十條ノ規定ニ依ル職權委任ノ件……………昭一〇、省令一……………(健八三)
- 一二、政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率……………大一一五、告示一五九……………(健八四)
- 一三、健康保險組合ニ備フベキ  
被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ノ様式……………昭一五、告示二〇三改正……………(健八五)
- 一四、健康保險組合臺帳閱覽ノ件……………昭四、省令三〇改正……………(健八九)
- 一五、健康保險組合ニ對シ交附スル國庫負擔金ノ概算拂ニ關スル件……………昭二、省令九……………(健九九)
- 一六、公共團體ノ收入及仕拂ニ關シ國庫出納金端數計算法準用ノ件……………昭六、勅令三二改正……………(健一〇〇)

## 職員健康保險法關係



- 一、職員健康保險法……………昭一四、法律七二……………(職一)
- 二、職員健康保險法ノ一部施行期日ノ件……………昭一四、勅令八五七……………(職一〇)
- 三、職員健康保險法施行令……………昭一四、勅令八五八……………(職一一)
- 四、職員健康保險法施行規則……………昭一四、省令四二……………(職二六)
- 五、職員健康保險ノ被保險者タラザル者ニ關スル件……………昭一五、省令一〇改正……………(職六六)
- 六、政府ノ管掌スル職員健康保險ノ保險料率……………昭一五、告示一五二……………(職六七)
- 七、職員健康保險法施行令
  - 第七十六條第一項ノ療養ニ要スル費用ノ標準割合……………昭一五、告示一五三……………(職六八)
  - 八、職員健康保險法施行令第七十六條第二項ノ
    - 規程ニ依リ療養ニ要スル費用ノ算定方法……………昭一五、告示一五四……………(職六九)
    - 九、職員健康保險法施行令第七十九條ノ
      - 療養ノ給付ニ要スル費用ノ標準割合……………昭一五、告示一五五……………(職七〇)

### 國家總動員法

- 一、國家總動員法……………昭一六、法律一九改正……………(總一)

### 其 他

- 一、工業労働者最低年齢法……………大一二、法律三四……………(他一)
- 二、工業労働者最低年齢法施行規則……………大一五、省令一四……………(他三)
- 三、重量物ノ重量標示ニ關スル件……………昭五、省令一六……………(他四)
- 四、供給労働者扶助令……………昭七、勅令二……………(他五)
- 五、傭人扶助令……………昭四、勅令二三七改正……………(他六)

### 府縣令關係



貨金統制令關係



# 賃金統制令

(昭和十四年三月三十日勅令第二百二十八號  
昭和十五年十月十六日勅令第六百七十五號改正)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場  
合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムル  
モノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業  
ニ雇傭セラレ勞働ニ従事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ  
指定スル勞働ニ従事スル者ヲ謂フ

- 但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク
- 一、礦業、砂鑛業、石切業其ノ他礦物採取ノ事業
  - 二、物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業  
(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及  
水道ノ事業ヲ含ム)
  - 三、土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、  
破壞又ハ其ノ準備ノ事業
  - 四、道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨  
物ノ運送ノ事業
  - 五、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ  
取扱ノ事業

- 六、土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ  
事業其ノ他ノ農業又ハ林業
- 七、動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜

八、産業、養蠶業又ハ水産業  
九、物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他  
名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ガ  
勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ  
賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其  
ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則  
ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要  
ス 但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタル  
トキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地  
方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ  
變更シタルトキ亦同ジ

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若クハ本令ニ  
基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不  
適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金  
支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコ



トヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金を定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金を定アル勞務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金を定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金を定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

賃二

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乗ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一、其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモノ

二、請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金を以テ雇傭スルモノ

三、第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規定ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金を増スベキモノ

四、前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金を以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得 但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規定ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ

規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金を増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消スコトヲ得

一、詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ

二、認可ノ條件ニ違反シタルトキ

三、認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラルル虞アル場合ニ於テ命令ヲ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員

(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同シ)タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

一 最低賃金

二 最高初給賃金

三 最高賃金

四 定額賃金制ニ於ケル定額給

五 請負賃金制ニ於ケル保證給及ハ單位時間給

六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法

七 手當

八 實物給與

九 昇給規程

十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規程ハ之ヲ適用セズ

賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

賃三



第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會議ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベ

シ  
第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムルシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鐵夫（砂鐵業ニ於ケル鐵夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ）ニ關スルモノニ付テハ鐵山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ効力ガ二以上ノ道府縣（内地ニ於テ鐵夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鐵山監督局ノ管轄區域）ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知

事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス 但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ在スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經驗勞働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ在スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ在スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ在スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ニシテ勞務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除ク外當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依リ制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨グズ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項ノ本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ効力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除ク外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス 但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テ



ハ同日後ト雖モ尙其ノ效力ヲ有ス  
第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シ  
テハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

### 賃金統制令施行規則

(昭和十四年四月十日厚生省令第五號  
昭和十五年十月十九日厚生省令第四十六號改正)

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條  
各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ勞働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル勞働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル勞働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル勞働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル勞働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ勞働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ勞務者タラザル  
モノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者
- 三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同  
シ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者
- 前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ
- 第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場  
事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭  
主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所  
ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ

賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知  
セシムベシ 但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知  
方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル  
前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周  
知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其  
ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單  
價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
- 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ  
給與條件
- 七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評  
價格及給與條件
- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
- 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ  
要旨



前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得前二項ノ場合ノ外雇主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇主賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依リ賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、従業員場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇備スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 實物給與 但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 三 賞與
- 四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未經験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

- 一 從事シツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ従業シタル經驗アル者
- 三 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
- 四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
- 五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資

格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日々雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二分ヲ超ヘザル精動手當
- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 三 實物給與 但シ白米、精麥、食事及住居給與ヲ除ク
- 四 賞與
- 五 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
- 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザルトキ
- 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備スルトキ

雇主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依リ報告書ヲ地方長官ニ提

出スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
- 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
- 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇備シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

- 第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)
- 第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)



第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定メアルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇備スル雇備主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ

當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附ス

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、経験年數等ニ因リ必要アルトキ

二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ

三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ

四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失効ノ期限ヲ附スルモノトス

雇備主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項ノ各號

ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ

二 日日雇入ルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 賃物給與 但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

二 賞與

三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附ス

面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫並ニ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ其ノ雇備スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇備スル勞務者ニ賃物ヲ給與セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ賃物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ其ノ雇備スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ 但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日

分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ其ノ雇備スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ 但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ賃物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書



ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 協定ノ内容

三 協定ノ行ハルル區域

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容

三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域

四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由

五 其ノ他參考トナルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織ス

ル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ 但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規

定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス 申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同シ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル

ル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ 但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規

定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス 申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同シ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル

ル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ 但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

附 則

(昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十六號)

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第四十四條 本令ノ規定ニ依リ申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ツベシ 其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同シ

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタ



ルモノト看做ス

第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シアル雇傭主ハ令施行日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シアル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十四條 從前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十五條 從前ノ賃金統制令施行規則第八條及第九條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス 但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條第二十條

賃一四

及第二十一條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有スルモノトス 但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依リ制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前條ノ期間仍其ノ效力ヲ有スルモノトス 但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ滿タザル雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付テハ其ノ效力ヲ失フ 但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日以後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ヘザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シ

令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シ

ハ之ヲ適用セズ

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐トス) 横三六・四釐トス)

勞務者適用除外承認申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	事業ノ種類	勞務者ノ從業者數	待遇上他ノ勞務者ト異ル事項	常時雇傭スル勞務者數	
	男	女					男	女
其ノ他参考ト爲ルベキ事項								

昭和 年 月 日

(地方長官)

住所 (雇傭主) 殿

氏 名 印

記載注意

一、事業ノ種類ハ工業ニアリテハ工業分類(小分類)ニ依リ事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト  
二、勞務者ノ從事スル業務ハ其ノ勞務者ノ從事スル業務ノ内容ヲ知悉スルニ足ル名稱(職種)ヲ記載スルコト

ハ之ヲ適用セズ

様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐トス) 横三六・四釐トス)

賃金規則記載省略許可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	省略ノ理由	常時雇傭スル勞務者數	
	男	女			男	女
其ノ他参考ト爲ルベキ事項						

昭和 年 月 日

(地方長官)

住所 (雇傭主) 殿

氏 名 印

記載注意

一、請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニシテ本様式ニ記入スルコト困難ナルモノハ別紙ニ記載シ添附ノ上本欄ニ別紙添附ノ旨記入スルコト

賃一五



様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

精神身體障礙ニ因ル最低賃金除外報告書

事業ノ種類	事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	勞務者ノ氏名	性別	年齢	最低賃金額	支給金額	最低賃金ヲ下リタル理由	常時雇スル勞務者ノ數		
		男	女								計		

昭和 年 月 日  
住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第四號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

最低賃金除外許可申請書

事業ノ種類	事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	勞務者ノ氏名	性別	年齢	職業	最低賃金額	支給見込金額	最低賃金ヲ下ル理由	常時雇スル勞務者ノ數		
		男	女									計		

昭和 年 月 日  
住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第五號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(不特定勞務者)

事業ノ種類	事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	勞務者ノ氏名	性別	年齢	職業	最高賃金額	超過額又ハ率	關係勞務者數	最高賃金(最高初給賃金)ヲ超ユル理由	常時雇スル勞務者ノ數		
		男	女										計		

昭和 年 月 日  
住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第六號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(特定勞務者)

事業ノ種類	事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	勞務者ノ氏名	性別	年齢	職業	最高賃金額	超過額又ハ率	最高初給賃金又ハ最高賃金ヲ定ムル理由	其ノ他参考トシキ事項	常時雇スル勞務者ノ數		
		男	女										計		

昭和 年 月 日  
住所 (雇主) 殿 氏 名



様式第七號（用紙ノ大サハ日本標準規格B4 竪二五・七種トス）  
横三六・四種トス）  
賃金總額制限超過認可申請書

事業ノ種類	事業ノ種類	所ノ所在地	從業場所ノ名稱	男女別			平均賃金	最近ノ平均賃金	最近ノ平均賃金	最近ノ平均賃金	最近ノ平均賃金	最近ノ平均賃金	最近ノ平均賃金		
				男	女	合計									
男	女	男	女	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
男	女	男	女	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計

昭和 年 月 日 住所 (地方長官) 氏 名

様式第九號（用紙ノ大サハ日本標準規格B4 竪二五・七種トス）  
横三六・四種トス）  
請負單價（請負歩合）認可申請書

事業ノ種類	事業ノ種類	所ノ所在地	從業場所ノ名稱	作業ノ種類	請負單價	算定方法	算定ノ基礎	適用ヲ受クル者數	常時雇スル者數	常時雇スル者數	常時雇スル者數

昭和 年 月 日 住所 (地方長官) 氏 名

様式第八號（用紙ノ大サハ日本標準規格B4 竪二五・七種トス）  
横三六・四種トス）  
單位生産量ニ對スル賃金額認可申請書

事業ノ種類	事業ノ種類	所ノ所在地	從業場所ノ名稱	生産品ノ種類	單位生産量	單位生産賃金額	最近ノ單位生産賃金額	最近ノ單位生産賃金額	最近ノ單位生産賃金額	最近ノ單位生産賃金額	最近ノ單位生産賃金額	最近ノ單位生産賃金額

昭和 年 月 日 住所 (地方長官) 氏 名

様式第十號（用紙ノ大サハ日本標準規格B4 竪二五・七種トス）  
横三六・四種トス）  
初給賃金及昇給規程認可申請書

事業ノ種類	事業ノ種類	所ノ所在地	從業場所ノ名稱	昇給規程	昇給額	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率	昇給率

昭和 年 月 日 住所 (地方長官) 氏 名



様式第十一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

不就業手當支給許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		支給セントスル額又ハ率	支給條件	支給ノ理由	一年間ノ支給額	一年間ノ支給人員	常時雇員ノ數	
	所在地	名稱						男	女
其ノ他ノ参考トシテキルベキ事項									

(地方長官)

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第十二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

實物給與許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		實物ノ種類	給與時期	給與條件	一年間ノ給與勞務者數	備考	常時雇員ノ數	
	所在地	名稱						男	女
其ノ他ノ参考トシテキルベキ事項									

(地方長官)

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第十三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

賞與許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		支給時期	賞與總額	支給ノ理由	一年間ノ支給額	一年間ノ支給人員	常時雇員ノ數	
	所在地	名稱						男	女
其ノ他ノ参考トシテキルベキ事項									

(地方長官)

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第十四號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

臨時給與許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		支給時期	臨時給與總額	支給ノ理由	一年間ノ給與勞務者數	備考	常時雇員ノ數	
	所在地	名稱						男	女
其ノ他ノ参考トシテキルベキ事項									

(地方長官)

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 殿 氏 名

様式第十五號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

白米精麥食事販賣許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		品目單位	單價	販賣條件	販賣ヲ受クル勞務者數	一年間ノ販賣見込數量	常時雇員ノ數	
	所在地	名稱						男	女
其ノ他ノ参考トシテキルベキ事項									

(地方長官)

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 殿 氏 名



様式第十七號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

賃 金 臺 帳 (總括票)

事業ノ種類	事業場名
昭和 年	月分 期分

	男				女				總計
	廿歳未満	卅歳未満	卅歳以上	小計	廿歳未満	卅歳未満	卅歳以上	小計	
勞務者數									
總就業日數									
總就業時間數									
平均時間割賃金									
平均時間割賃金ニ總就業時間數ヲ乘シタル額									
支拂賃金計(1)									
實物給與換算額(2)									
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)									
賞與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計((1)(2)(3)ノ合計)									
一時間平均賃金(4)ヲ總就業時間數ヲ以テ除シタル商									

實 物 給 與 (白米精麥食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支給勞務者數

備 考

- (1) 本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト
- (2) 本臺帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 總就業時間數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間數ノ合計ヲ記入スルコト
- (4) 平均時間割賃金欄ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間割賃金ヲ記入スルコト 但シ令第十四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ其ノ認可ヲ受ケタル平均時間割賃金ヲ記入スルコト
- (5) 支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト
- (6) 實物給與換算額(2)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル實物給與換算額(2)ノ合計額ヲ記入スルコト
- (7) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第十六號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

賃 金 臺 帳 (個人票)

時期、日給又ハ月給	氏 名
男 生年月日 雇入年月日 職種 前歴年月數	番 號
女 年 月 日 生 年 月 日 雇入 番 號 年 月	

期 間	就業日數	就業時間數	實勞働時間數	早出 殘業 深夜就業時間數	時給、日給又ハ月給	請負利益金又ハ加給金	早出 殘業 歩 増	深夜 業 歩 増	休日 就業 歩 増	手 精 勤 手 當	支 拂 賃 金 計 (1)	控 除 金 總 額	差 引 支 拂 額	白米精麥給與	食 事 給 與	住 居 給 與	支 拂 賃 金 計 (1) 及 實 物 給 與 換 算 額 (2) 合 計	賞 與 及 臨 時 ノ 給 與 (3)	支 拂 賃 金 總 計 ((1)(2)(3)ノ合計)

備 考

- (1) 縦ノ欄數ハ雇主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
- (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
- (3) 實勞働時間數 早出 殘業 深夜就業時間數及該當ナキ事項ニ關スル欄ハ何レモ削除スルコトヲ得ルコト

記載注意

- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
- (2) 前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
- (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
- (4) 就業時間數欄ニハ休憩時間ヲ含ム總就業時間數ヲ記入スルコト
- (5) 時給 日給又ハ月給欄及請負利益金又ハ加給金欄ハ之ヲ一欄トシ其ノ合計ノ額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (6) 早出 殘業歩増欄 深夜業歩増欄及休日就業歩増欄ニハ早出 殘業 深夜就業又ハ休日就業ニ對スル時間割賃金ヲ除キタル割増額ヲ記入スルコト
- (7) 手當欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、役付手當、年功加給、作業手當等手當ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内課欄ヲ設ケ控除金内課ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減シタル額ヲ記入スルコト
- (10) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米 精麥 食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依リ換算額ヲ記入スルコト



様式第十九號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

賃 金 臺 帳 (總括票)

事業ノ種類	事業場名
-------	------

昭和 年 月 分

	男	女	計
勞 務 者 數			
總 就 業 日 數			
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)			
賞與及臨時ノ給與(3)			
支 拂 賃 金 總 計 (1)(2)(3)ノ合計			
一 日 平 均 賃 金 (4)ヲ總就業日數ヲ以テ除シタル商			

實 物 給 與 (白米精麥食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支 給 勞 務 者 數

備 考

本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

賃二五

様式第十八號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス 横三六・四種トス)

賃 金 臺 帳 (個人票)

氏 名  
番 號

男	生 年 月 日	雇 入 年 月 日	職 種	前 雇 年 月 數
女	年 月 日 生	年 月 日 雇 入	番 號	年 月

期 間	就 業 日 數	支 拂 賃 金	控 除 金 總 額	差 引 支 拂 額	實 換 物 算 給 與 額	支 拂 賃 金 總 計 (1)(2)(3)ノ合計
		時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金			白米精麥給與	
		手當(歩増ヲ含ム)			食 事 給 與	
					住 居 給 與	
		支 拂 賃 金 計 (1)			支 拂 賃 金 計 (1) 及 實 物 給 與 換 算 額 (2) 合 計	
					賞 與 及 臨 時 ノ 給 與 (3)	
					支 拂 賃 金 總 計 (1)(2)(3)ノ合計	

備 考

- (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
- (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
- (3) 該當ナキ事項ニ關スル欄ハ削除スルコトヲ得ルコト

記載注意

- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
- (2) 前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
- (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
- (4) 時給日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金欄ニハ内譯欄ヲ設ケ請負利益金又ハ加給金ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (5) 手當(歩増ヲ含ム)欄ニハ精動手當、皆勤賞與、物價手當、作業手當等ノ外早出残業又ハ深夜就業等ニ對スル割増額ヲ其ノ等類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (6) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スルキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (7) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無價ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

賃二四



様式第二十號(用紙ノ大サハ日本標準規格A7ト)  
シ中央點線箇所ヨリニツ折ト爲ス)

(表面)

賃金統制ニ關スル臨檢票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

厚生省又ハ  
廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ  
命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ  
ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査  
セシムルコトヲ得  
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ  
檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百  
圓以下ノ罰金ニ處ス  
賃金統制令第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法  
第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當  
該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳  
簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得  
前項規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テ  
ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ  
賃金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依  
ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

賃二六

### 賃金統制令第三條第二項ノ評價額

(昭和十五年十月十九日  
厚生省告示第三百二十三號)

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以  
外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額左ノ通定メ昭和十五年十  
月二十日ヨリ之ヲ施行ス

一、白 米  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格  
ノ八割

二、精 麥  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格

ノ八割

三、食事ノ給與  
一日(三食) 男 二十五錢 女 二十錢  
一食 男 十錢 女 八錢

四、住宅ノ給與  
一月(一疊ニ付) 三十錢  
一日(一疊ニ付) 一錢

賃二七



賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ價格

(昭和十五年十月二十一日  
厚生省告示第三百二十四號)

賃二八

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ白米、精麥及食事ノ價格左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ適用ス

一、白米  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

二、精麥  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

三、食事  
一日(三食)男 二十五錢 女 二十錢  
一食 男 十錢 女 八錢

賃金臨時措置令

(昭和十四年十月十八日  
勅令第七百五號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ從事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一、鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二、物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)

三、土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業

四、道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六、土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七、動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八、其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手當、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 指定期日後雇入ルル勞務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六條 雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタルモノニ關スル本令ノ

賃二九



適用ニ付テハ其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタルトキニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇入ルル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ報告スベシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ適用ニ付雇入ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八條 雇傭主ハ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第九條 雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ  
雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十一條 同一ノ工場、事業場、事務所、其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ  
地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル賃金基準ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第九條ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條 雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ簡々ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ簡々ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シタルトキ其ノ支給ニ付亦同ジ

前項ノ規定ハ第十三條第一項若ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十

五條若ハ第十六條ノ規定ニ依リ昇給内規ノ定アルトキ之ニ依リ昇給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第十四條 前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ報告アリタル場合ニ之ヲ適用ス

第十五條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ勞務者ノ基本給賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム）タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 日日雇入レラルル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ

以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府縣賃金委員會ニ諮問シテ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ雇傭主ハ地方長官ノ爲シタル定ニ依ルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 前二條ノ規定ニ依リ定ニシテ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給以外ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、雇入ノ際ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、賃金基準ニ關スルモノナルトキ又ハ昇給内規ニ關スルモノナルトキハ其ノ定ヲ爲シタル事項ニ付各第四條ノ規定、第七條及第八條ノ規定、第九條乃至第十一條ノ規定又ハ第十三條及第十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八條 雇傭主第三條第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル賃金ニ關シ前年支給セザリシ時期ニ之ヲ支給セントスルトキ又ハ其ノ賞與率ヲ前年同期ニ支給シタル賞與ノ賞與率ヨリ増加シテ之ヲ支給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ賞與率ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ對シ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十九條 雇傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依リ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定



ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十一條 本令實施ニ關スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ズル爲賃金臨時措置調査委員會ヲ置ク

賃金臨時措置調査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本令ハ賃金統制令第五條ノ規定ニ依リ初給賃金ヲ受クル勞務者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

本令ハ賃金統制令第六條ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第二十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 第十三條中同一ノ工場、事業場事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トアルハ船員ニ付テハ常時五十人以上ノ勞務者タル船員ヲ雇傭スル雇傭主トス

第二十五條 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トアルハ鑛山賃金委員會トス

内地ニ於テ船員ニ付テハ第十五條、第二十條及第二十一條中厚生大臣トアルハ選信大臣トシ第七條及第十二條中地方長官トアルハ

管海官廳トシ第八條、第十條、第十一條及第十三條乃至第十六條

中地方長官トアルハ選信大臣ノ定ムル所ニ依リ選信大臣又ハ選信局長トシ第十八條中地方長官トアルハ選信局長トシ第二十條中地方長官トアルハ選信局長及管海官廳トス

第十六條中道府縣賃金委員會トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗込ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員會トス

船員給料委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本令中選信局長又ハ管海官廳ノ職權ニ屬スル事項ハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗込ム船員ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中地方長官トアルハ船員(船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗込ム者ヲ除ク)ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府選信局長又ハ管海官廳、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ臺灣總督府交通局長又ハ管海官廳トス

第二十八條 第十六條中道府縣賃金委員會ニ關スル規定及第二十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ハ適用ニ付テハ同日後ト雖尙其ノ効力ヲ有ス

中地方長官トアルハ選信大臣ノ定ムル所ニ依リ選信大臣又ハ選信局長トシ第十八條中地方長官トアルハ選信局長トシ第二十條中地方長官トアルハ選信局長及管海官廳トス

第十六條中道府縣賃金委員會トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗込ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員會トス

船員給料委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本令中選信局長又ハ管海官廳ノ職權ニ屬スル事項ハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗込ム船員ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中地方長官トアルハ船員(船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗込ム者ヲ除ク)ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府選信局長又ハ管海官廳、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ臺灣總督府交通局長又ハ管海官廳トス

第二十八條 第十六條中道府縣賃金委員會ニ關スル規定及第二十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則



# 賃金臨時措置令施行規則

(昭和十四年十月十九日)  
(厚生省令第三十四號)

頁三四

- 第一條 賃金臨時措置令(以下令ト稱ス)
- 第二條 第八號ノ事業ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一、物品販賣業(料理店業、飲食店業ヲ除ク)
  - 二、銀行業
  - 三、信託業
  - 四、保險業
  - 五、無盡業
  - 六、倉庫業
- 第二條 主トシテ家事ニ従事スル勞務者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ同條ノ勞務者タラザルモノトス
- 第三條 令第三條第二項ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賞與トハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與トス
- 第四條 雇主ハ左ノ場合ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル其ノ雇主スル勞務者ノ基本給ヲ變更シ令第九條第三項ノ規定ニ依リ賃金基準ヲ變更シ又ハ令第十五條但書若ハ第十六條第二項但書ノ規定ニ依リ令第十五條若ハ第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ムル賞與トヲ得
  - 一、天災事變ニ際シ必要アルトキ
  - 二、勞働時間其ノ他勞働條件ニ著シキ變更アリタルトキ
- 三、其ノ他已ムヲ得ザル理由アルトキ
- 第五條 前條ノ許可ノ申請ニシテ基本給又ハ賃金基準ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
  - 二、變更スベキ基本給又ハ賃金基準ノ種類及其ノ内容
  - 三、基本給又ハ賃金基準ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數
  - 四、變更ヲ要スル理由
  - 五、變更ニ因ル賃金支拂總額ノ増減及其ノ經營ニ及ボス影響
  - 六、其ノ他參考トナルベキ事項前條ノ許可ノ申請ニシテ雇入ノ際ノ基本給ノ内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ前項第一號、第四號及第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、變更スベキ内容
  - 二、變更前ノ内規
  - 三、最近一年間ニ雇入レタル勞務者ノ數
  - 四、變更ニ因リ經營ニ及ボス影響前條ノ許可ノ申請ニシテ昇給内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ第一項第一號及第四號乃至第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、變更スベキ内容

- 二、變更前ノ昇給内規
- 三、昇給ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數
- 第六條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第七條第一項ノ規定ニ依リ前月中ニ基本給ヲ定メタル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ様式第一號ニ依リ毎月十五日迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ日日雇入レラルル勞務者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ報告スル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
  - 二、所定就業時間ノ定アルトキハ其ノ定
  - 三、未経験勞務者又ハ既經驗勞務者ノ雇入ノ際ノ男女別ノ基本給
  - 四、前號ノ基本給ニ付年齡別、職業別、學歷別又ハ經驗年數別ニ定アルトキハ其ノ定
- 第八條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第十條又ハ第十一條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ノ賃金基準又ハ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ報告ニシテ請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法又ハ獎勵加給ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱、所在地及其ノ作業又ハ製品ノ種類毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、作業又ハ製品ノ種類
  - 二、單價請負ノ定アルトキハ請負單價及算定方法
  - 三、時間請負ノ定アルトキハ請負時間及算定方法
  - 四、歩合請負ノ定アルトキハ歩合及算定方法
  - 五、獎勵加給ノ定アルトキハ獎勵加給ノ額若ハ率及算定方法作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ前項各號ノ事項ニ關スル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル
- 第一項ノ規定ニ依リ報告ニシテ手當、實物給與又ハ賞與ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
  - 二、手當ノ種類及額若ハ率及給與條件
  - 三、實物給與ノ種類及額若ハ率及給與條件
  - 四、賞與ノ種類及額若ハ率及給與條件第一項ノ規定ニ依リ報告ハ令第十條ノ規定ニ依リモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内、令第十一條第三項ノ規定ニ依リ報告ニ在リテハ報告ヲ要スル事項ニ付其ノ定ヲ爲シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ
- 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人ニ達スルニ至リタルトキハ第一項ノ規定ニ依リ報告ハ其ノ五人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ
- 第九條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所、其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第十二條第一項ノ規定ニ依リ箇々ノ勞務者ニ付基本給若ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シ又ハ變更シタル基本給若ハ賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スル

頁三五



ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベシ  
 前項ノ許可ノ申請書ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱、所在地及昇給セシメントスル勞務者毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一、氏名、男女ノ別及年齢  
 二、現在ノ基本給又ハ賃金基準及之ニ依リ賃金ヲ受ケタル期間  
 三、昇給セシムベキ年月日  
 四、昇給ノ程度  
 五、其ノ他参考トナルベキ事項  
 第十條 令第十三條第一項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告スル昇給ノ規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一、事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地  
 二、昇給期ノ定アルモノニ付テハ其ノ定  
 三、昇給ニ必要ナル期間  
 四、昇給セシムベキ基本給又ハ賃金基準ニ付一回ノ昇給ノ最高及標準ノ額若ハ率  
 五、昇給ニ必要ナル條件ノ定アルトキハ其ノ條件  
 六、前三號ノ事項ニ付男女別、年齢別、職業別又ハ賃金等給別等ニ定アルトキハ其ノ定  
 七、其ノ他参考トナルベキ事項  
 第十一條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ昇給内規ノ報告ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ  
 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇備スルニ至リタルトキハ令第十三條第一項ノ規定ニ

依ル報告ハ其ノ五十人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ  
 第十二條 地方長官ハ令第十五條ノ規定ニ依リ定アルトキ他ノ雇備主ヲシテ其ノ定ニ從ハシムル爲必要アル場合ニ於テハ令第十六條第一項ノ規定ニ依リ勞務者ノ賃金ニ關シ定ヲ爲スコトヲ得  
 第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ雇備主ハ令第十八條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ賃與ノ支給ニ關シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各項ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ  
 一、賃與ノ額ガ其ノ支給日ニ於ケル常時雇備スル勞務者ニ對シ平均シテ一人ニ付二十圓ヲ超エザル場合  
 二、賃與ノ總額ガ常時雇備スル勞務者ニシテ定額賃金制ニ依リ賃金ヲ受クルモノノ賃與支給日ノ前月ノ賃金締切日ニ於ケル平均定額日給ノ十分分ニ支給日ニ於ケル常時雇備スル勞務者ノ數ヲ乘ジタル額ヲ超エザル場合  
 第十四條 前條ノ許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一、事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地  
 二、賃與ヲ支給スベキ勞務者ノ數  
 三、支給セントスル賃與ノ總額及前年同期ニ支給シタル賃與ノ總額  
 四、支給セントスル賃與ノ賃與率及前年同期ニ支給シタル賃與ノ賃與率  
 五、支給セントスル賃與ノ總額ノ計算ノ基礎

六、增加セントスル理由

第十五條 令第十八條第二項ノ規定ニ依リ賃與率ハ賃與ノ支給日ノ前月ノ賃金締切日ヨリ遡リ前月ノ賃與ノ支給日ノ前月ノ賃金締切日ニ至ル期間ニ於ケル常時雇備スル勞務者ノ賃金ノ一月平均總額ヲ以テ其ノ賃與總額ヲ除シテ之ヲ算定スルモノトス  
 前項ノ賃金ニハ賃物給與、第三條ニ定ムル賃與及令第十八條第三項ニ規定スル給與ヲ含マザルモノトス  
 第十六條 雇備主ハ臨時ノ給與ニ關シ其ノ常時雇備スル勞務者ニ支給スル平均額ノ一年ヲ通ジテノ合計額ガ二十圓ヲ超ユル場合ニ於テハ令第十八條第三項ノ規定ニ依リ豫メ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ同一ノ工場事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル勞務者ガ五人未滿ナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十七條 前條ノ許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一、事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地  
 二、給與スベキ勞務者ノ數  
 三、給與ノ總額又ハ給與物ノ種類、數量及價格  
 四、給與ヲ爲ス理由  
 五、其ノ他参考トナルベキ事項  
 第十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇備主ハ賃金臺帳ヲ作成シ各勞務者ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ 但シ日日雇入レラルル勞務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 一、賃金締切日ノ定アルトキハ其ノ賃金締切期間、賃金締切日ナ

キトキハ毎月ノ金錢給與タル賃金ノ總額及其ノ内譯

二、前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及數量  
 三、工場又ハ鑛山ニ在リテハ前二號ニ掲グルモノノ外毎就業日ニ於ケル就業時間  
 請負賃金制ニ依リ賃金支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ毎月支拂ヒタル賃金ニ付様式第二號ノ計算表ヲ作成シ賃金臺帳ニ添附スベシ  
 第十九條 令第二十條ノ規定ニ依リ證券ハ様式第三號ニ依リ  
 第二十條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇備契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ  
 第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス

附 則

本令ハ賃金臨時措置令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令ハ賃金臨時措置令ノ効力ヲ有スル間其ノ効力ヲ有ス



様式 第一號 (規則第六條)

勞務者雇入報告

昭和 年 月 日

住所

(雇主)

氏

名

(地方長官)

殿

左ノ通及報告候也

従業場所ノ名稱	所在地
事業ノ種類	所定就業時間
雇入勞務者氏名	性別
	生年月日
	雇入年月日
	職業名
	経験年數
	基本給ノ種類
	基本給ノ額
	年 月 日
	年 月
	圓 錢

記載心得

- 一、報告ハ従業場所毎ニ爲スベシ
- 二、職業名ハ國民職業能力申告令ノ指定職業ニ従事スルモノハ指定職業ヲ記入シ其ノ他ノモノハナルベク詳細ニ記入スベシ
- 三、経験年數ハ當該職業ニ従事セル年數ヲ記入スベシ
- 四、基本給ノ種類ハ定額賃金制ニ於ケル定額給、請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ノ別及年給、月給、日給、時間給ノ別ヲ明ラカニスベシ

様式 第二號 (規則第十八條)

事業場勞務者請負利益率計算表

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
賃金計算期間	請負賃金制ニ依リ賃金ヲ支拂ヒタル勞務者數	總就業時間ニ對スル保證給又ハ單位時間給	請負利益金	請負利益率 (%)
自昭和 年 月 日	人	圓 .	圓 .	
自昭和 年 月 日	人	圓 .	圓 .	
自昭和 年 月 日	人	圓 .	圓 .	

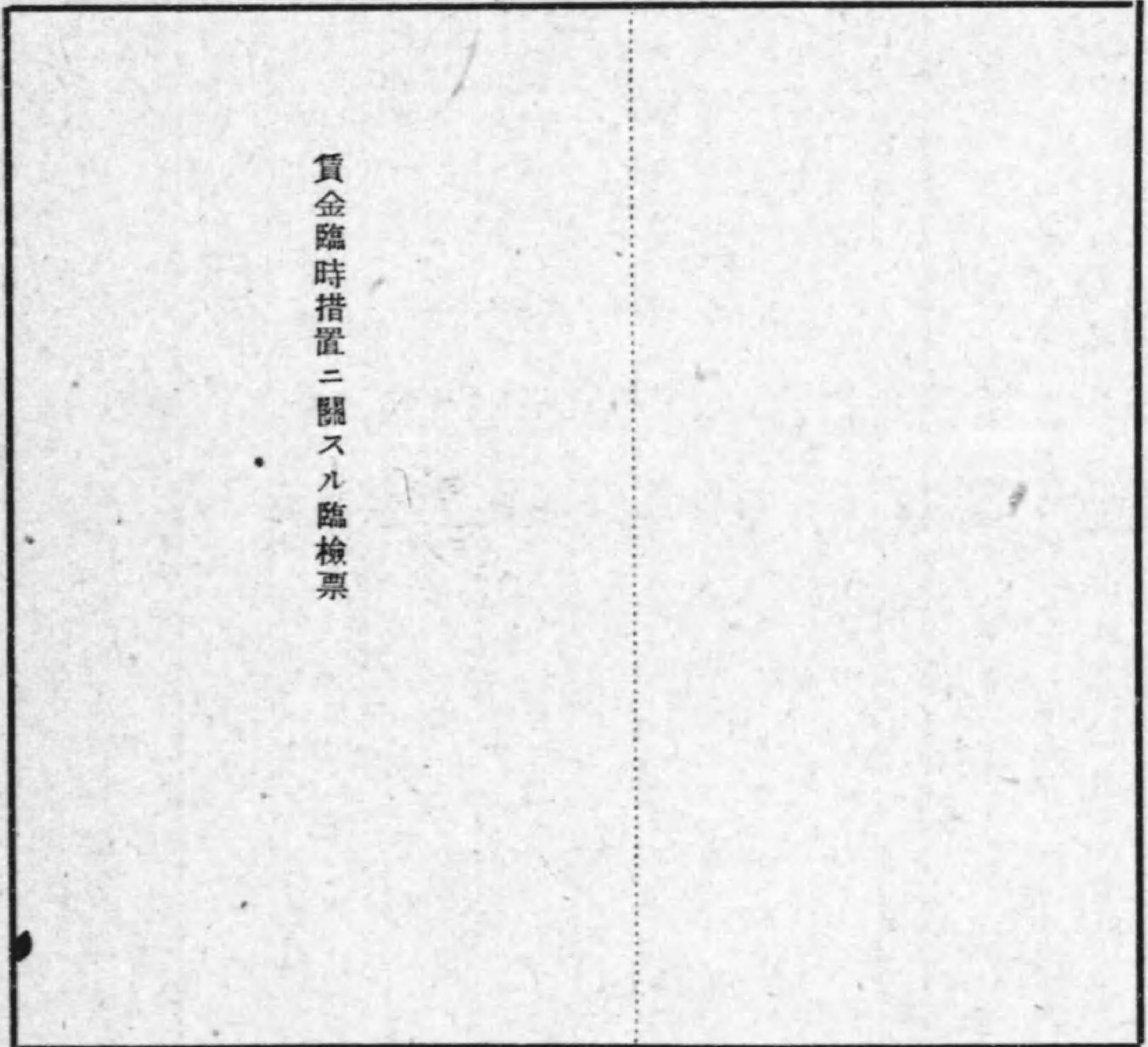
記載心得

1. 職業又ハ作業ノ種類毎ニ請負利益率ニ著シキ差異アル場合ハ職業又ハ作業種類毎ニ本計算表ヲ作製スベシ
2. 第(4)欄ニハ請負賃金制ニ依ル支拂賃金總額ヨリ第(3)欄ノ金額ヲ減シタルモノヲ記入スベシ
3. 第(5)欄ニハ第(4)欄ノ金額ヲ第(3)欄ノ金額ニテ除シタル商ヲ100倍セルモノヲ記入スベシ
4. 保證給又ハ時間給ノ定メナキ事業場ニ在リテハ第(3)欄及第(4)欄ヲ空欄トシ請負賃金支拂總額ヲ第(4)欄ニ記入スベシ



様式 第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格A7ト) (規則第十九條關係)  
 (表面)

74mm×105mm



賃金臨時措置ニ關スル臨檢票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名  
 厚生省又ハ  
 廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ  
 命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ  
 ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査  
 セシムルコトヲ得  
 國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ  
 檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五  
 百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 賃金臨時措置令第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員  
 法第三十一條ノ規定ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ  
 當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ  
 臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於  
 テハ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ  
 賃金臨時措置令施行規則第十九條 令第二十條ノ規定ニ依リ證  
 票ハ様式第三號ニ依ル

# 就業時間制限令關係



# 工場就業時間制限令

(昭和十四年三月三十日  
勅令第二百二十七號)

- 第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク工場ニ於ケル就業時間ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
  - 第二條 本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ管ムモノニ之ヲ適用ス
  - 第三條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ
  - 第四條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クベシ
  - 第五條 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル爲又ハ業務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業主ハ豫メ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ニ届出テ第三條ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得
  - 第六條 已ムヲ得ザル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ又ハ第四條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ地方長官ニ届出

- デ一月ニ付七日ヲ超エザル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得
- 第一項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツベシ
- 第七條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ就業時間ノ制限ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ工業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
- 第八條 本令ハ國ノ事業ニ之ヲ適用セズ
- 第九條 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ十六歳以上ノ男子職工トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ職工トス
- 本令中厚生大臣トアルハ、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ



在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島  
ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣樺太及南  
洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

工場就業時間制限令施行規則

(昭和十四年四月十九日  
厚生省令第七號)

- 第一條 工業主左ニ掲グル場合ニ於テハ工場就業時間制限令(以  
下令ト稱ス)第五條ノ規定ニ依リ必要ナル限度ニ於テ就業時間ノ  
延長ヲ爲スコトヲ得
- 一、十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル  
場合ニ於テ交替班ノ就業時ヲ轉換スル爲又ハ交替時ニ作業ノ引  
繼ヲ爲サシムル爲特ニ必要アルトキ
- 二、爐、汽罐、原動機又ハ起重機等ノ取扱ニ從事セシムル爲特ニ  
必要アルトキ
- 三、機械ノ保全、設備ノ修理、工具ノ出納、掃除等補助的業務ニ  
専ラ從事セシムル爲特ニ必要アルトキ
- 四、其ノ他前各號ニ準ズル場合
- 第二條 令第五條ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一、工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 二、工場主ノ氏名及住所(法人タル工場主ニ在リテハ其ノ名稱、  
主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)
- 三、常時使用スル男女別職工數
- 四、所定ノ就業時間、休憩時間、休日及十六歳以上ノ男子職工ヲ  
二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時間轉換ニ關ス  
ル事項
- 五、延長セントスル就業時間
- 六、就業時間ノ延長ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事ス  
ル十六歳以上ノ男子職工數
- 七、就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由
- 第三條 令第六條第一項ノ許可ノ申請書ニハ前條第一號乃至第四  
條ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一、就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢セントスル期間
- 二、延長セントスル就業時間又ハ廢セントスル休日
- 三、就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル作業  
ノ種類及其ノ作業ニ從事スル十六歳以上ノ男子職工數
- 四、就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル事由
- 第四條 令第六條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ要  
セザル場合左ノ如シ
- 一、災害事故等ニ因リ緊急ノ處置ヲ必要トスルトキ
- 二、工場事業管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場  
ニ於テ同令ニ基キ作業時間ノ延長ヲ命ゼラレタルトキ
- 第五條 令第六條第二項ノ届出書ニハ第二條各號ノ事項ノ外就業  
時間ヲ延長セントスル期間ヲ記載スベシ
- 第六條 令第六條第三項ノ届出書ニハ第二條第一號乃至第四號ノ



- 事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一、就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢シタル期間
  - 二、延長ヲ爲シタル就業時間又ハ廢シタル休日
  - 三、就業時間ノ延長ヲ爲シ又ハ休日ヲ廢シタル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事シタル十六歳以上ノ男子職工數
  - 四、就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トシタル事由

第七條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

様 式

用紙ノ大サハ日本標準規格A7判トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

(面 表)

工場就業時間制限令第七條ノ規定ニ依ル證票

(面 裏)

<p>工場就業時間制限令第七條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル</p>	<p>國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル</p>	<p>國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル</p>	<p>國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル</p>	<p>國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル</p>	<p>國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル</p>
<p>官 職 廳 厚 生 省 又 ハ 府 縣 印 氏 名</p>					
<p>第 號 昭 和 年 月 日 交 付</p>					



工場就業時間制限令第二條ノ指定事業 (昭和十四年四月十九日  
厚生省告示第七十四號)

工場就業時間制限令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一、機械製造業
- 二、船舶車輛製造業
- 三、器具製造業
- 四、金屬品製造業
- 五、金屬精鍊業

工場事業場技能者養成令關係



# 工場事業場技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日  
勅令第三百三十一號)

- 第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場
- 二 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ
- 第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラレベキ者(以下養成工ト稱ス)ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス
- 事業主ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
- 第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ
- 第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス
- 前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得
- 養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第八條 厚生大臣戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得
- 厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依リ技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
- 第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場



場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

厚生大臣ハ本令ニ依リ技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス  
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコト

ヲ得

第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成令施行規則

(昭和十四年四月四日 厚生省令第三號)

第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地  
二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類  
三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數

四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數

五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數  
六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難アル理由

第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ、三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年

ノ翌年ヨリ毎年四月ニ於テ之ヲ開始スベシ 但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數(以下告示員數ト稱ス)以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スルモノ  
二 實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ  
毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ關員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ員數ニ其ノ關員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依リ養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコトヲ得



前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ關員ヲ生ジタルトキハ其ノ關員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ關員ヲ補充スルトキハ關員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得

- 一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合
- 二 前條ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認メタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 短縮セントスル期間
- 三 短縮セントスル理由

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上
- 二 中堅職工タルニ必要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上
- 三 中堅職工タルニ必要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上)

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ 但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ職種別員數
- 三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員數
- 四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員數
- 五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數
- 六 養成工ノ設備方法
- 七 養成ヲ擔任スル者(以下養成指導員ト稱ス)ノ擔任事項別員數

八 教室、實習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ關スル設備ニ關スル事項

九 養成工ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時數

十 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ各種目ノ各年別授業時數

十一 養成工ノ實習種目及其ノ各種目ノ各年別實習時數

十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與

十三 一日ノ就業時數(養成時數ヲ含ム)

十四 休日及休憩時間

十五 養成ニ要スル經費ノ概算

十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項

- (一) 當該施設ノ名稱及所在地
- (二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數
- (三) 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項
- (四) 當該施設ニ於テ養成セントスル期間

十七 其ノ他養成ニ關スル事項

第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第十四條 令第七條第一項ノ養成計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ



附 則

第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ教室又ハ其ノ附屬設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 令第十一條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
- 二 養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目
- 三 許可申請ノ理由

第十七條 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遲滞ナク其ノ者ノ氏名、履歴及擔任事項ヲ様式第一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二號ニ依ル養成工名簿ヲ備付クベシ

養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ

第十九條 事業主ハ養成ノ狀況ヲ様式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第二十條 令第十四條ノ證票ハ様式第四號ニ依ルモノトス

第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務アル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ  
 前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ第十三條中ノ申請期間ニ關スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ  
 前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ第四條中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員數トス  
 第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計畫ノ認可ノ申請ニ付テハ第十三條第一項第二號及第三號中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各々昭和十四年三月一日現在トス

様式第一號

工場又ハ事業場ノ名稱		所在地	任免又ハ變更年月日	氏名	兼任ノ別	職 務	擔任事項
昭和	年 月 日	住所	事業主氏名(法人ニ在リテハ其名稱及代表者氏名) (印)	地方長官宛	備考	一 本屆書ノ六サハ國定規格B5規(297mm×210mm)トスルコト 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト 三 工場又ハ事業場ノ業務ニ從事スル傍ヲ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト 四 履歴欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ關スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト 五 擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科(能身及公民科ヲ含ム)名又ハ實習種目名等ヲ記載ノコト 六 變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更届トシテ提出スルコト	

養成指導員(變更)届

職 種	職 種	本 籍	入 職 年 月 日	養成開始年月日	養成終了年月日	學 歴	職 歴
氏名及生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
賃 金	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第二號 (表面)

養成工名簿



技入

備考

--	--

(裏面)

- 一 本名簿ハ用紙ノ大サヲ國定規格B5判(182mm×257mm)トシカード式トスルコト
- 二 賃金ハ時給、日給ノ區別ヲ明ニシ何變更アリタルトキハ其ノ年月日及變更額ヲ順次左方ニ記載スルコト
- 三 裏面備考欄ニハ養成ニ關スル經過等ヲ記載スルコト

様式第三號

養成状況報告

工場又ハ事業場ノ名稱	所在地	職種						計
		六月一日現在ノ養成工ノ職種別員數	本年養成前々年養成前々年養成前々年	ルモノ	ルモノ	ルモノ	ルモノ	
		前年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ノ間ニ於テ養成ヲ終了シタル養成工ノ員數	計					

昭和 年 月 日 住所

事業主氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)即

地方長官宛

備考

本屆書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

様式第四號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央

點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス

(表 面)

工場事業場技能者養成ニ關スル臨檢票

--	--

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

厚生省又ハ  
廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場事業場技能者養成令第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

技九



# 工場事業場技能者養成令施行規則第四條 第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件

(昭和十五年四月十一日  
厚生省令第十一號)

第一條 左ノ事業ニ屬スル工場又ハ事業場ノ事業主ノ毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ當分ノ内工場事業場技能者養成令施行規則以下(規則ト稱ス)第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ年ノ前年十月三十一日現在左ノ事業ニ使用セラルル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子勞働者ノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數以上トス

技能者ノ養成ニ於ケル工場事業場技能者養成令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ハ規則第十一條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通トス  
一 徳性涵養ニ充ツベキ時數毎年四十時間以上  
二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數養成期間ヲ通ジ五百五十時間以上  
三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數養成期間ヲ通ジ三千五百時間以上

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 工業藥品製造業
- 二 染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)
- 三 塗料及顔料製造業(漆液製造業ヲ除ク)
- 四 發火物製造業(マッチ製造業ヲ除ク)
- 五 鐵物油製造業
- 六 バルブ製造業
- 七 鐵物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)
- 八 人造レジン素地製造業
- 九 フイルム乾板類製造業
- 十 研磨材及研磨用品製造業
- 十一 炭素製品製造業
- 十二 コークス製造業

第二條 金屬鑄業又ハ石炭鑄業ニ屬スル事業場ノ事業主ノ爲スベキ

# 工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定

(昭和十四年四月四日  
厚生省告示第五十五號)

- 工場事業場技能者養成令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス
- 一 金屬製鍊業
  - 二 金屬壓延業(金屬線製造業、金屬箔製造業ヲ除ク)
  - 三 鍛 冶 業
  - 四 鑄 造 業
  - 五 金屬熔接業
  - 六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)
  - 七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業
  - 八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業
  - 九 原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)
  - 十 電動機、電氣機械器具製造業
  - 十一 電氣通信機械器具製造業

- 十二 化學工業用機械裝置製造業
  - 十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、弁及コック製造業
  - 十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業
  - 十五 造 船 業
  - 十六 鐵道軌道車輛製造業
  - 十七 航空機製造業
  - 十八 自動車、自動自轉車製造業
  - 十九 起重機製造業
  - 二十 計器、試驗檢定及學術用器械製造業
  - 二十一 光學機械器具製造業
  - 二十二 醫療器械製造業
- 第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス



### 工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定

(採礦及化學工業)

(昭和十五年四月十一日  
厚生省告示第八十四號)

工場事業場技能者養成令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一金屬鑄業
- 二石炭鑄業
- 三工業藥品製造業
- 四染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)
- 五塗料及顔料製造業(漆液製造業ヲ除ク)
- 六發火物製造業(マッチ製造業ヲ除ク)
- 七鑄物油製造業

技一二

八バルブ製造業

- 九鑄物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)
- 十人造レジン系地製造業
- 十一フィルム乾板類製造業
- 十二研磨材及研磨用品製造業
- 十三炭素製品製造業
- 十四コークス製造業

### 工場事業場技能者養成令施行規則 第四條第一項ノ比率(昭和十四年分)

(昭和十四年四月四日  
厚生省告示第五十六號)

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年  
ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一金屬製鍊業	百分ノ四
二金屬壓延業 (金屬線製造及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ四
三鍛冶業	百分ノ四
四鑄造業	百分ノ四
五金屬熔接業	百分ノ四
六金屬工用、木工用機械器具製造業 (製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ六
七探鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ六
八銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九原動機製造業 (汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ六
十電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六
十一電氣通信機械器具製造業	百分ノ六

十二 化學工業用機械裝置製造業	百分ノ六
十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、 辨及コック製造業	百分ノ六
十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五 造船業	百分ノ六
十六 鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七 航空機製造業	百分ノ六
十八 自動車、自動自轉車製造業	百分ノ六
十九 起重機製造業	百分ノ六
二十 計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一 光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二 醫療器械製造業	百分ノ六

技一三



工場事業場技能者養成令施行規則  
第四條第一項ノ比率(昭和十五年分)

(昭和十四年十一月十五日  
厚生省告示第二百二十五號)

技一四

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十五年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一金屬製錬業	百分ノ三・五
二 金屬壓延業 (金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ三・五
三 鍛冶業	百分ノ三・五
四 鑄造業	百分ノ三・五
五 金屬熔接業	百分ノ三・五
六 金屬工用、木工用機械器具製造業 (製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ五
七 探鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ五
八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ五
九 原動機製造業 (汽機、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ五
十 電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ五
十一 電氣通信機械器具製造業	百分ノ五

十二 化學工業用機械裝置製造業	百分ノ五
十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、 辨及コック製造業	百分ノ五
十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ五
十五 造船業	百分ノ五
十六 鐵道軌道車輛製造業	百分ノ五
十七 航空機製造業	百分ノ五
十八 自動車、自動自轉車製造業	百分ノ五
十九 起重機製造業	百分ノ五
二十 計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ五
二十一 光學機械器具製造業	百分ノ五
二十二 醫療器械製造業	百分ノ五

工場事業場技能者養成令施行規則  
第四條第一項ノ比率(昭和十五年分)  
(採鑛及化學工業)

(昭和十五年四月十一日  
厚生省告示第八十五號)

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十五年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一金屬鑛業	百分ノ一・五
二 石炭鑛業	百分ノ一・五
三 工業藥品製造業	百分ノ二・五
四 染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
五 塗料及顏料製造業(漆液製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
六 發火物製造業(マッチ製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
七 鑛物油製造業	百分ノ二・五
八 パルプ製造業	百分ノ二・五
九 鑛物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
十 人造レジン素地製造業	百分ノ二・五
十一 フィルム乾板類製造業	百分ノ二・五

十二 研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二・五
十三 炭素製品製造業	百分ノ二・五
十四 コークス製造業	百分ノ二・五

技一五



# 工場事業場技能者養成開始ノ時期 及養成計畫ノ認可申請期間

(昭和十五年四月十一日  
厚生省告示第八十六號)

技一六

昭和十五年四月厚生省告示第八十五號指定ニ係ル事業ニ屬スル工場  
又ハ事業場ノ事業主ニシテ指定ノ際養成ヲ爲スベキ義務アルモノノ  
養成ヲ開始スベキ時期及昭和十五年ヨリ開始スベキ養成ノ養成計畫  
認可申請期間ヲ工場事業場技能者養成令施行規則第三條但書及同規  
則第十三條第二項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

- 一 養成開始ノ時期  
昭和十五年六月(昭和十六年以降ニ於テハ毎年四月)
- 二 養成計畫ノ認可申請期間  
昭和十五年四月二十一日ヨリ同年五月二十日迄

# 工場事業場技能者養成補助規則

(昭和十四年七月十八日  
厚生省令第二十二號)

- 第一條 工場事業場技能者養成令第十五條第一項ノ規定ニ依ル補助  
金ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ之ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ交付ス
  - 一 専任ノ養成指導員(以下専任指導員ト稱ス)ノ給料又ハ手当  
ニ付 二分ノ一以内
  - 二 専任ニ非ザル養成指導員ニシテ實習ヲ擔任スル者(以下實習  
指導員ト稱ス)ノ手当ニ付 一人當一年ニ付六十圓以内
  - 三 教室及其ノ附屬設備ノ管轄費及之ニ伴フ初度調辦費ニ付 二分ノ一以内
  - 四 養成工ヲ當該工場又ハ事業場以外ノ施設ニ委託シテ養成スル  
場合ノ授業料其ノ他ノ經費ニ付 二分ノ一以内
- 第三條 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用ス  
ル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ厚生大臣必要アリト認ムル場合  
ニ於テハ前項第一號、第三號又ハ第四號ノ補助ノ率ヲ高メ又ハ前  
項第二號ノ額ヲ增加スルコトアルベシ
- 第四條 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場  
又ハ事業場ノ事業主ニ對シテハ厚生大臣特ニ補助スルノ必要アリ  
ト認ムル經費ニ對スルモノノ外補助金ヲ交付セズ
- 第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ工場又ハ事業場別ニ左ニ  
掲グル事項ヲ具シ毎年五月三十一日迄ニ當該工場又ハ事業場ノ所

在地ヲ管轄スル地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業  
ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リ  
テハ警視總監トス以下之ニ同シ)ヲ經由シテ厚生大臣ニ申請スベ  
シ

- 一 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 二 常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員數
- 三 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル専任指導員  
ノ員數及給料又ハ手当所要額
- 四 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル實習指導員  
ノ員數及手当所要額
- 五 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル教室及其ノ  
附屬設備ノ管轄費並ニ之ニ伴フ初度調辦費ニ關シ左ニ掲グル事  
項
  - イ 教室及其ノ附屬設備ヲ建設セントスル場所
  - ロ 教室ノ構造、室數、平面圖及各教室ノ坪數並ニ收容人員
  - ハ 教室ノ附屬設備ノ種目及各種目別ノ構造及坪數
  - ニ 教室及其ノ附屬設備ノ管轄費ノ額及其ノ内譯
  - ホ 教室及其ノ附屬設備ノ管轄ノ着手及完成豫定年月日
  - ヘ 初度調辦費ノ額及其ノ内譯
- 六 養成工ノ委託ニ關シ左ニ掲グル事項

技一七



イ 養成工ヲ委託セントスル施設ノ名稱及所在地  
ロ 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於テ委託セントスル養成工ノ職種別員數並ニ所要經費ノ種目及額

第五條 前條ノ申請ニシテ二以上ノ工場又ハ事業場ノ共同養成施設ニ對スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ當該養成施設ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ其ノ代表者ニ於テ之ヲ爲スベシ

一 當該養成施設ニ於テ養成工ヲ養成シ又ハ養成セントスル工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類  
二 前號ノ工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員數

三 當該養成施設ニ於テ養成シ又ハ養成セントスル養成工ノ工場又ハ事業場別ノ職種別員數

四 當該養成施設ニ於テ養成工ヲシテ修習セシムベキ事項

五 前條第三號乃至第五號ニ掲グル事項前項ノ申請書ニハ申請者

ノ代表者タルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第六條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ毎年三月五日迄ニ補助金交付請求書ニ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ間ニ於ケル第四條第三號乃至第六號ニ規定スル經費ノ支出精算書ヲ添付シ第四條又ハ第五條ノ補助金交付ノ申請ヲ經由シタル地方長官ニ提出スヘシ

第七條 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキハ厚生大臣ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ、補助金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中五月三十一日迄トアルハ昭和十四年度ニ限り八月三十一日迄トス

從業者移動防止令關係



# 從業者移動防止令

(昭和十五年十一月九日勅令第七百五十號  
昭和十六年一月三十一日勅令第三百十三號改正)

第一條 從業者移動防止ノ爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入及使用ノ制限並解雇ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ指定從業者ト稱スルハ年齡十四年以上六十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル勞務者(以下指定勞務者ト稱ス)トシテ使用セラルル者

二、前號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定勞務者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

三、引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者(以下指定技術者ト稱ス)トシテ使用セラルル者

四、引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

第三條 何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技

術者トシテ使用スル爲前條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ニ對シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ズ他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル爲又ハ指定技術者トシテ使用セシムル爲他人ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコト亦同シ

第四條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲他人ヲ雇入レントスルトキハ豫メ其ノ者ガ指定從業者ナルヤ否ヲ確認スルコトヲ要ス但シ國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定從業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラルル爲又ハ指定技術者トシテ使用セラルル爲雇入レントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ前歴ニ關スル事項ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ニ在リテハ雇入レントスル者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者ガ指定從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入



ルコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 何人ト雖モ勞務供給契約ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ指定従業者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 國民職業指導所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定従業者ヲ雇入レタル者アルトキハ國民職業指導所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定従業者ヲ解雇スベキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九條 地方長官従業者ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定勞務者ヲ雇傭スル者ニ對シ指定従業者以外ノ従業者ノ雇入ノ方法ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第十條 何人ト雖モ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依リ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ國家總動員法

第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十一條ノ規定ノ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ指定従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル従業者ノ雇入又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五條 本令ハ學校卒業者使用制限令及青少年雇入制限令ノ適用ヲ妨グズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守

澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮ニ在リテハ國トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中國國民職業指導所ニ關スル規定ハ臺灣及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附 則 本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺

太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

從業者雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ從業者雇入制限令第一條第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シタルモノハ其ノ雇傭セラレタル場所ガ第二條第一號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該當スル場合又ハ其ノ者ガ指定技術者ニ該當スル場合ニ於テハ從業者雇入制限令第一條第二號ノ學校卒業者ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後一年間、其ノ他ノ者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後六月間之ヲ本令ノ規定ニ依リ指定従業者ト看做ス

附 則 (昭和十六年一月三十一日勅令第百十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



從業者移動防止令施行規則

(昭和十五年十一月十五日  
厚生省令第五十一號  
昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正)

從四

第一條 從業者移動防止令(以下令ト稱ス)第四條第二項ノ前歴ニ關スル報告ハ雇入ニ依リ當該指定從業者ノ使用セラルベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地(當該指定從業者ノ使用セラルベキ場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定從業者ノ所在地)ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二條 指定從業者第四條第二號ノ雇入同意書ニ依リ雇入レラルル場合ハ令第四條第二項ノ前歴ニ關スル報告ヲ爲サザルコトヲ得

第三條 令第五條ノ認可ノ申請ハ指定從業者ヲ雇入レントスル者様式第二號ニ依リ令第二條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ、同條第二號又ハ第四號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ從前就業シタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

前項ノ認可申請書ニハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ受理シタル第一條ノ前歴ニ關スル報告書アルトキハ之ヲ添付スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ申請ハ當該指定從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所別ニ之ヲ爲シ且其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地(當該指定從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定從業者ノ現在地)ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由スベシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ指定從業者ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

一、前條第一項ノ規定ニ依リ雇入ニ付認可ヲ受クベキ國民職業指導所長ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合

二、令第二條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ從前ノ使用者當該指定從業者又ハ其ノ者ヲ雇入レントスル者ニ對シ其ノ者ノ雇入前豫メ様式第三號ニ依リ雇入同意書ヲ交付セラル場合

第五條 指定從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ指定從業者ヲ雇入レタル者ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定從業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

第六條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民職業指導所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得ル

モノトス

第七條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第五號ニ依ルモノトス

本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

指定從業者前歴報告書

昭和十四年厚生省令第四號從業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十六年二月一日  
厚生省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



備考	事項		於ニ		場業就ノ前從ハ又在現		國民職業能力申告令ニ依ル申告ノ有無	卒業シタル學校及學科 (學校名) (學科名)	生氏現本 年 月 日 名 所 籍
	給賃金又ハ料	職業名	退職ノ理由	年解雇又ハ退職ノ日	年雇入レラレタル日	事業ノ種類			
									年 月 日生

從五



國民職業指導所長宛

備考

- 一、「氏名」欄ニハ氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト
- 二、「卒業シタル學校及學科」欄ニハ工業及鑛業ニ關スル實業學校以上ノ學校ヲ卒業セザル者ハ記載スルコトヲ要セザルコト尙專門學校以上ノ學校ヲ卒業シタル者ハ最終卒業學校ニ付記載スルコト
- 三、「國民職業能力申告令ニ依ル申告ノ有無」欄ニハ國民職業能力申告令第二條ノ要申告者ニシテ同令第四條第一項ノ一般申告ヲ爲シタル者ハ「有リ」ト記載シ其ノ他ノ者ハ「無シ」ト記載スルコト
- 四、「現在又ハ從前ノ就業場ニ於ケル事項」欄ノ記載ハ左記ニ依ルコト
  - イ、從業者移動防止令（以下令ト稱ス）第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ハ現在使用セラルル就業場ニ付、同令第二號又ハ第四號ニ該當スル者（前歴者）ハ從前ノ就業場ニ付記載スルコト
  - ロ、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ「石炭鑛業」「鑛物業」「パルプ製造業」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 五、「備考」欄ニ現在又ハ從前ノ就業場ヲ退職後雇入れラレントスル工場、事業場其ノ他ノ就業場ノ名稱及所在地其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 六、本様式ハ必ズシモ罫線ヲ以テ各欄ヲ區別シテ記載スルヲ要セザルコト
- 七、「職業名」欄ニハ現在又ハ從前ノ就業場ニ於ケル職業名ヲ例ヘバ「電氣技術者」「炭坑支柱夫」「旋盤工」「精密組立工」「木型工」「雜工」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト尙國民職業能力申告令第二條ノ要申告者ニ在リテハ同令ニ依リ國民職業指導所ニ申告シタル職業名ニ依ルコト
- 八、「賃金又ハ給料」欄ニハ現在又ハ從前ノ就業場ニ於テ支給サレ又ハ支給サレタル賃金又ハ給料ニ付例ヘバ時給三十錢、
- 九、「解雇又ハ退職ノ年月日」欄ニハ令第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ハ記載スルコトヲ要セザルコト尙從前ノ就業場ノ都合ニ要リ解雇セラレタル者ハ年月日ノ下ニ解雇ト記載シ自己ノ都合ニ依リ退職シタルモノハ退職ト記載スルコト
- 十、「退職ノ理由」欄ニハ令第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ハ現在ノ就業場ヲ退職セントスル理由ヲ、令第二條第二號又ハ第四號ニ該當スル者（前歴者）ハ從前ノ就業場ヲ退職シタル理由ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト尙從前ノ就業場ノ都合ニ依リ解雇セラレタル者ハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

右本人

氏

名 印

日給一圓八十錢、月給八十五圓ノ如ク其ノ基本額ヲ記載スルコト但シ請負出來高拂ニ依リ支給サレ又ハ支給サレタル者ハ其ノ旨記載ノ上一日ノ平均稼得額ヲ記載スルコト（例ヘバ「請負二圓五十錢」等ノ如ク記載スルコト）尙左側ニ加給又ハ諸手當ヲ含ム一ヶ月ノ平均實收額ヲ記載スルコト

五、「備考」欄ニ現在又ハ從前ノ就業場ヲ退職後雇入れラレントスル工場、事業場其ノ他ノ就業場ノ名稱及所在地其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

六、本様式ハ必ズシモ罫線ヲ以テ各欄ヲ區別シテ記載スルヲ要セザルコト

様式第二號

指定從業者雇入れ認可申請書

事業ノ種類	主要生産品目	雇入れントスル指定從業者ノ氏名	現在又ハ從前ノ就業場ノ名稱及所在地	使用工場、事業場又ハ其ノ他ノ場所ノ名稱及所在地	從事セシメントスル職業名	支給セントスル賃金又ハ給料	備考	計	申請ノ理由	備考	人								
											年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生						

昭和 年 月 日

申請者住所

氏

名

（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名）

印

國民職業指導所長宛



備考

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ「石炭鑛業」「鑛物業」「バルブ製造業」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 二、「主要生産品目」中軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添附シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト
- 三、「雇入レントスル從業者ノ氏名」欄ニハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ記載スルコト
- 四、「現在又ハ從前ノ就業場ノ名稱及所在地」欄ニハ令第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ニ付テハ現在ノ就業場、同條
- 五、「從事セシメントスル職業名」欄ニハ雇入後使用工場、事業場等ニ於テ從事セシメントスル職業名ヲ例ヘバ「電氣技術者」「炭坑支柱夫」「旋盤工」「木型工」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 六、「支給セントスル賃金又ハ給料」欄ニハ時給、日給又ハ月給ノ區別ヲ明ニシ其ノ基本額ヲ記載スルコト

- 七、「申請ノ理由」欄ニハ關員補充、増員又ハ工場若ハ事業場ノ新設ニ因ル雇入ノ區別ヲ記載シ且關員補充ニ在リテハ其ノ關員ノ狀況、増員ニ在リテハ事業ノ擴張又ハ交替制ノ採用等、工場又ハ事業場ノ新設ニ因ル雇入ニ在リテハ之ニ要スル職種別勞務者員數及之ガ充足狀況等ヲ詳細記載スルコト
- 八、「備考」欄ニハ申請セル從業者ヲ雇入レ得ザル場合ニ於ケル當該工場、事業場等ノ支障ノ程度其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 九、本申請書ハ雇入レントスル指定從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ガ其ノ者ヲ現在使用シ又ハ從前使用シタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ト國民職業指導所ノ管轄ヲ異ニスル場合ハ正副二通ヲ作成シ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ提出スルコト
- 十、本令施行前從業者雇入制限令ニ基ク認可申請書ヲ提出シ未ダ認可又ハ不認可ノ指令ナキモノニ付テハ改メテ本様式ニ依ル申請書ヲ提出ヲ要セザルコト

從八

指定從業者雇入同意書

指定從業者 (職業名) (氏名)

年 月 日生

右ノ者（昭和 年 月 日解雇致候ニ就テハ）今後何處（貴方）ニ雇入レラルルモ當方ニ異議無之候也

昭和 年 月 日

住所 氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名） 印

備考

- 一、指定從業者ノ「職業名」ハ同意書ヲ交付スル者ノ工場、事業場等ニ於テ指定從業者ヲシテ從事セシメタル職業名ヲ例ヘバ

- 「機械技術者」「探鑛夫」「仕上工」「火藥工」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 二、本文ノ（昭和年月日解雇致候ニ就テハ）ノ事項ハ令第二條第一號又ハ第四號ニ該當スル者（前職者）ニ關スル同意書ニ限リ記載スルコト
- 三、同意書ノ宛名ハ其ノ同意ノ内容ガ何處ニ雇入レラルルモ異議ナキ旨ヲ表示セルモノナル場合ハ之ヲ記載セザルコト
- 四、本則施行前交付ヲ受ケタル同意書ニ付テハ本様式ニ依ルコトヲ要セザルコト

様式第四號

從業者雇入報告

事業ノ種類	雇入年月日	使用工場事業場又ハ其ノ他ノ場所ノ名稱及所在地		卒業學校及學科名	從前ノ就業場ノ名稱及所在地	認可又ハ其ノ他ノ雇入別	備考
		從業者ノ氏名	職業名				
計	人	年月日生	年月日生	年月日生	年月日生	年月日生	

昭和 年 月 日

從九



住 所

氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ  
名稱及代表者ノ氏名) 印

國民職業指導所長宛

備考

- 一、本報告書ハ總テ使用工場、事業場又ハ事務所等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、「卒業學校及學科名」欄ニハ工業又ハ鑛業ニ關スル學校卒業者以外ノ者ニ付テハ記載ヲ要セザルコト
- 三、「認可又ハ其ノ他ノ雇入別」欄ニハ令第五條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケテ雇入レタル場合ハ「認可」ト記載シ且雇入認可國民職業指導所名及認可年月日、番號ヲ傍書シ、規則第四條第一號ノ規定ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ッテ雇入レタル場合ハ「紹介」ト記載シ、同條第二號ノ規定ニ依リ指定従業者ノ從前ノ使用主ノ指定従業者雇入同意書ニ依ッテ雇入レタル場合ハ「同意」ト記載スルコト
- 四、規則第四條第二號ノ規定ニ依リ指定従業者ノ從前ノ使用主ノ指定従業者雇入同意書ニ依ッテ雇入レタル場合ノ報告ニ付テハ其ノ同意書ノ「寫」ヲ添附スルコト

(面 表)

從業者移動防止ニ關スル臨檢票

(面 裏)

第 號	昭和 年 月 日交付
官 職 氏 名	厚生省、廳府縣又ハ 國民職業指導所印

國家總動員法第三十一條政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

從業者移動防止令第十二條厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

様式第五號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7版(74mm×105mm)トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス



## 從業者移動防止令第二條

### 第一號ノ事業指定

(昭和十五年十一月十五日  
厚生省告示第三百五十六號)

- 從業者移動防止令第二條第一號ノ事業ヲ左ノ通指定ス
- 一、採 鑛 業
  - 二、金屬工業
  - 三、機械器具工業(船舶車輛製造業ヲ含ム)
  - 四、化學工業(化學纖維製造業ヲ含ム)
  - 五、ガス業及電氣業
  - 六、窯業及土石加工業中左ニ掲グル事業
    - (一) 電氣用、醫療用、耐酸耐熱用陶磁器及ガラス製品製造業
    - (二) 光學ガラス及安全ガラス製造業
    - (三) セメント製造業
    - (四) 耐火煉瓦及耐火物製造業
    - (五) 石棉製品製造業
  - 七、製材及合板業
  - 八、衛生材料品製造業
  - 九、ベルト製造業
  - 十、鐵道及軌道業
  - 十一、自動車業

- 十二、航 空 業
- 十三、小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業以外ノ事業ヲ除ク)
- 十四、通信事業

## 從業者移動防止令第二條

### 第一號ノ勞務者指定

(昭和十五年十一月十五日  
厚生省告示第三百五十七號)

- 從業者移動防止令第二條第一號ノ勞務者ヲ左ノ通指定ス
- 一、職 工(製圖手、企畫手ヲ含ム)
  - 二、鑛 夫
  - 三、電 工(電力電機工、電力電路工、通信電機工、通信電路工以外ノモノヲ除ク)
  - 四、汽 罐 士
  - 五、通 信 士
  - 六、航空機整備員
  - 七、運送從業員(小運送業法ニ依ル小運送業ニ從事スル運送從業員以外ノモノヲ除ク)
  - 八、郵便及電報集配員



### 從業者移動防止令第二條

### 第三號ノ技術者ノ指定

(昭和十五年十一月十五日  
厚生省告示第三百五十八號)

從業者移動防止令第二條第三號ノ技術者ヲ左ノ通り指定ス

- 一、鐵山技術者(採炭、選炭、採鐵、選鐵、探油又ハ探鐵ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 二、冶金技術者(金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 三、電氣技術者(電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 四、電氣通信技術者(有線電氣電話機、無線電氣電話機〔放送用ヲ含ム〕、電氣裝置、電氣寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 五、機械技術者(陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鐵山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 六、航空機技術者(航空機ノ機体又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者〔航空機用原動機製作ニ從業者ヲ除ク〕)
- 七、造船技術者(造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 八、化學技術者(有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 九、木工技術者(製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)
- 一〇、窯業技術者(セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者)

## 青少年雇入制限令關係



# 青少年雇入制限令

(昭和十五年二月一日勅令第三十號  
昭和十六年一月三十一日勅令第百十三號改正)

第一條 青少年ノ國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク雇入制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ青少年ト稱スルハ年齢十二年以上三十年未満ノ男子又ハ年齢十二年以上二十年未満ノ女子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

一 大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ厚生大臣ノ指定スル學校(養成所ヲ含ム)ヲ卒業又ハ修了シタル者

二 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ニシテ前號ニ該當セザルモノ

三 厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 男子タル青少年(以下男子青少年ト稱ス)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ

一 男子青少年ノ雇傭員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合

二 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ督ム者其ノ事業ニ使用スベキ男子青少年ノ雇入ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケ

タル場合

三 男子青少年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合

四 入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同シ)ヲ命ゼラレタル青少年ヲ解雇シタル場合又ハ雇傭スル青少年ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタル場合ニ於テ其ノ青少年ガ退營(入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ再ビ之ヲ雇入ルル場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第四條 女子タル青少年(以下女子青少年ト稱ス)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ指定スル業務(以下指定業務ト稱ス)ニ使用スル爲之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ

一 指定業務ニ使用スル女子青少年ノ雇傭員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合

二 指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合



第五條 地方長官第三條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

國民職業指導所長第三條第三號又ハ前條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ青少年ノ雇入ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第九條 年齢十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入ルルモノト看做ス 但シ此ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入ルルモノト看做ス

第十條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ニ使用スル爲又ハ船員トシテ使用スル爲青少年ヲ雇入ルル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

二 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

第十一條 本令ハ國、道府縣並ニ市町村及之ニ準ズベキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 本令ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル女子青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及

南洋群島ニ在リテハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第二號ノ事業ヲ營ム者ハ本令施行後六十日間ヲ限リ同條同號ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第九條ノ規定ハ本令施行前年齢十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

附 則（昭和十六年一月三十一日勅令第百十三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



# 青少年雇入制限令施行規則

(昭和十五年二月十五日厚生省令第二號)  
(昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正)

青四

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ青少年雇入制限令(以下令ト稱ス)第二條第四號ノ規定ニ依リ令第二條ノ青少年(以下青少年ト稱ス)タラザルモノトス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ職關其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條(項症)、第二十四條ノ二(款症)又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノ

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障病ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル者

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第二條 令第三條第一號ノ員數ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇入ルル場所(本則施行地外ニ在ルモノヲ除ク)毎ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニ於テ雇入シ居リタル男子青少年(日日雇入シ居リタル者又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ雇入シ居リタル者ヲ除ク)ノ員數ノ百分ノ七十二相當スル員數トス員數ノ算定ニ付一未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一トシテ計算スルモノトス

男子青少年ヲ雇入ルル日ニ於テ現ニ雇入スル男子青少年中ニ入替(應召ノ場合ヲ含ム)中ノ者アルトキハ其ノ員數ヲ前項ノ規定ニ

依リ算定シタル員數ニ加ヘタル員數ヲ以テ令第三條第一號ノ員數トス

第三條 令第三條第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ニ依リ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇入ルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ當該場所ノ所在地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ但シ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇入ルル場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ本則施行地内ニ於ケル主タル事務所ノ所在地(主タル事務所ナキ場合ハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ令第三條第二號ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 令第三條第三號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇入ルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第六條 國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ令第三條第三號ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條 令第三條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 日日男子青少年ヲ雇入ルル場合

二 三十日未滿ノ期間ヲ定メテ男子青少年ヲ雇入ルル場合

三 事業ノ經營其ノ他ノ事由ノ爲テ必要アル場合ニ於テ特定ノ男子青少年ヲ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

四 工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場又ハ事業場ニ於テ同令ニ基キ人員ノ増加ヲ命ゼラレタル場合

五 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ從前雇入シ居リタル男子青少年ヲ引續キ雇入ルル場合

六 工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇入ルル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ男子青少年ノ雇入員數ニ付厚生大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

前項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル男子青少年ヲ所定ノ期間ヲ超ニテ引續キ雇入ルル場合ハ前項ノ場合ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ其ノ者ヲ新ニ雇入ルルモノト看做ス

第一項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル男子青少年ヲ三十日ヲ超ニテ引續キ雇入ルル場合又ハ前項ノ場合ハ第一項第一號又ハ第二號ニ該當セザルモノトス

第一項第三號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇入ルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第六號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第五號ニ依リ雇入ヲ爲スベキ地方二道府縣以上ニ亙リ且雇入レントスル男子青少年ノ員數ガ三十人以上ナル場合ニ在リテハ厚生大臣ニ、其ノ他ノ場合ニ在リテハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

第八條 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ前條第一項第六

號ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條 令第四條第一號ノ員數ハ女子青少年ヲ雇入ルル場所(本則施行地外ニ在ルモノヲ除ク)毎ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニ於テ令第四條ノ業務(以下指定業務ト稱ス)ニ使用スル爲雇入シ居リタル女子青少年(日日雇入シ居リタル者又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ雇入シ居リタル者ヲ除ク)ノ員數ノ百分ノ七十二相當スル員數トス員數ノ算定ニ付キ一未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一トシテ計算スルモノトス

第十條 令第四條第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第六號ニ依リ女子青少年ヲ雇入ルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十一條 令第四條第三號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ從前雇入シ居リタル女子青少年ヲ引續キ雇入ルル場合

二 女子青少年ヲ雇入ルル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ女子青少年ノ雇入員數ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

前項第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第七號ニ依リ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十二條 第六條ノ規定ハ第七條第一項第三號、前條第一項第二號及令第四條第二號ノ認可ニ付之ヲ準用ス

第十三條 雇入主ガ其ノ雇入スル青少年ニ付工場、事業場、事務所

青五



其ノ他青少年ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ其ノ者ヲ新ニ雇入ルルモノトス

第十四條 常時五人以上ノ男子青少年ヲ雇備スル者ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇備スル場所毎ニ様式第八號ニ依ル青少年雇備名簿ヲ備付ケ男子青少年ノ雇入解雇ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用スル男子青少年ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ青少年雇備名簿ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ハ指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ常時五人以上雇備スルモノニ付之ヲ準用ス

第十五條 令第七條ノ規定ニ依ル報告ハ青少年雇入ノ關係人ヨリ之ヲ徴ス

第十六條 令第八條第二項ノ證票ハ様式第九號ニ依ルモノトス

第十七條 令第九條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ年齢十二年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齢十二年ニ達スル日前十日目迄ニ申請スベシ

第十八條 令第十一條ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノノ青少年ノ雇入ニハ令ハ之ヲ適用セズ

- 一 神 社
  - 二 水 利 組 合
  - 三 北海道土功組合
- 第十九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ニ對シ爲スベキ申請又ハ

報告ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他青少年ヲ雇備スル場所毎ニ之ヲ爲スベシ

附 則

本則ハ青少年雇入制限令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 (昭和十六年二月一日) 厚生省令第二號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 様式第一號

就職認可申請書

本籍	居住地	氏名及	生年月日	最終學歷	職前職	職現職	身體障礙ノ種類	身體障礙ノ狀況	希望職業
			年 月 日						

備考

昭和 年 月 日

申請者 氏 名 匣

國民職業指導所長宛

- 備考
- 一 本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
  - 二 身體ノ障礙狀況ハ成ルベク詳細ニ記載スルコト
  - 三 申請者年齢十八年未滿ナルトキハ法定代理人ニ於テ申請者ト連署スルコト

様式 第二號  
 軍資祕 青少年雇入認可申請書

事業ノ種類	工場、事業場、事務所、店舗ノ名稱及所在地	年月創立(開業)	利用狀況	
			軍需	官需
主要生産品目 販賣品目	申請前一ケ年間ニ於ケル生産・販賣額	申請後一ケ年間ニ於ケル生産・販賣見込額	%	%
	金額	金額	圓	圓

昭和 年 月 日

住所 申請者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ) 匣  
 (名稱及代表者氏名)

地方長官宛

- 備考
- 一 本申請書ハ正副二通ヲ作成シ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇備スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ當該場所ノ所在地ノ所轄地方長官ニ提出スルコト但シ工場事業場其ノ他男子青少年ヲ雇備スル場所ガ内地以外ニ在ルトキハ内地ニ於ケル主タル事務所(主タル事務所ナキトキハ主



トシテ男子青少年ヲ雇入ルベキ地ノ所轄地方長官ニ直接提出スルコト

二 「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト

三 「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」ノ欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇備スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立（開業）年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立（開業）セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

四 「利用状況」欄ニハ申請前一ケ年間（申請前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間）ニ於ケル生産金額（申請前一ケ年間ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額）ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生産ヲ爲ササル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五 「主要生産品目」ニ關スル欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

（イ）生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ付テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

（ロ）販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

（ハ）生産、販賣額及生産、販賣見込額ハ各品目別ニ記載スルコト

（ニ）陸海軍ヨリ直接受註ノモノニ付テハ之ヲ記載スルヲ要セザルコト

（ホ）生産數量ノ單位ハ任意トスルモ成ルベク全記載ヲ通ジ統一スルコト

（ハ）申請前一ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ申請後一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額又ハ次ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額ヲ記入スルコト、（次ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ見込額ニ付テハ全然記載ヲ要セザルコト

六 「從業者數」欄中「申請ノ前月末日現在」欄ニハ從業者ノ總數ヲ記載スルコト、尙左側括弧内ニハ右ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ該當スルモノ（年齢十二年以上三十年未滿ノ男子又ハ年齢十二年以上二十年未滿ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ）ノ數ヲ記載スルコト

七 「申請ノ理由」欄ニハ當該工場事業場等ニ於ケル男子青少年不足ノ状況及之ニ付テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係（擴充計畫ニ付臨時資金調整法ニ依リ認許

可アリタルモノハ其ノ認許可ノ年月日番號及認許可アリタル事項）ヲ記載スルコト

八 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

九 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

軍資秘 第三號 男子青少年雇備定員認可申請書

事業ノ種類	工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地	軍需		官需		輸	出	其ノ他
		%	數量	%	數量			
主要生産品目	申請前一ケ年	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
		生産販賣額	生産販賣見込額	生産販賣見込額	生産販賣見込額			

備考	申請ノ理由	認可ヲ受ケントスル男子青少年雇備定員	從業者數		別	昭十四年十月末日現在	申請ノ前月末日現在	認可後六ヶ月以内ニ新設ニ増員スベキ見込數
			男	女				
			(内青少年)人	(内青少年)人				

昭和 年 月 日 住 所

申請者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 印

國民職業指導所長宛 備考

一 「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト

二 「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇備スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立（開業）年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラ



レタルモノナル時ハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ  
創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

三 「利用状況」欄ニハ申請前一ケ年間(申請前一ケ年以内ニ新  
設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ  
至ル期間)ニ於ケル生産金額(申請前一ケ年間ノ生産金額不  
明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依  
ル百分比ヲ記載シ、其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタル  
モノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官  
需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄  
ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト  
尙生産ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業  
ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

四 「主要生産品目」ニ關スル欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト  
要セザルコト  
(イ)生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ付テハ本欄ノ記載ヲ  
要セザルコト

(ロ)販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ  
文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ル  
コト

(ハ)生産、販賣額及生産、販賣見込額ハ各品目別ニ記載スルコ  
ト  
(ニ)陸海軍ヨリ直接受注ノモノニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要  
セザルコト

(ホ)生産數量ノ單位ハ任意トスルモ成ルベク全記載ヲ通ジ統一  
セザルコト

スルコト

(ハ)申請前一ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ申請後一ケ年間  
ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ最近ノ營業年度一  
ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ次ノ營業年度一ケ年間ニ  
於ケル生産、販賣見込額ヲ記入スルコト(次ノ營業年度一  
ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ見込額ニ  
付テハ全然記載ヲ要セザルコト)

五 「從業者數」欄中「昭和十四年十二月末日現在」及「申請ノ  
前月末日現在」欄ニハ從業者ノ總數ヲ記載スルコト尙左側括  
弧内ニハ右ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ該當スルモノ(年  
齡十二年以上三十年未満ノ男子又ハ年齢十二年以上二十年未  
滿ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ)ノ數ヲ  
記載スルコト

六 「認可ヲ受ケントスル男子青少年雇備定員」欄ニハ當該工場  
事業場、事務所又ハ店舗等ニ於テ常時雇備セントスル總員數  
ヲ記載スルコトトシ、今後新ニ雇入レントスル男子青少年ノ  
ミノ數ヲ記載セザルコト

七 「申請ノ理由」欄ニハ現在ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況及  
之ニ付支障ノ狀況ヲ記載スルコト尙生産施設ノ擴充計畫ア  
ル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係  
(擴充計畫ニ付臨時資金調整法ニ依ル認可アリタルモノハ  
其ノ認可ノ年月日、番號及認可アリタル事項)ヲモ記載  
スルコト

申請ノ理由	
備考	

昭和 年 月 日

住所

申請者 氏名

(法人ニ在リテハ其  
名稱及代表者氏名) 印

國民職業指導所長宛

備考

一 「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記入ス  
ルコト  
二 「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」欄ニハ何  
々會社、何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇備スル場所ノ  
名稱及所在地ヲ記載シ左側各括弧内ニ當該工場、事業場、事  
務所等ノ創立(開業)年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立  
セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務  
所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト  
三 「主要生産品目」欄ニハ主要生産、販賣品ノ名稱ヲ記載スル  
コト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生  
産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ  
削リ、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ  
記載ヲ要セザルコト

様式

第四號 特定ノ男子青少年雇入員數認可申請書

事業ノ種類	工場、事業場 事務所又ハ店 舗ノ名稱及所 在地	年月創立(開業)	主要生産 販賣品目		從業者數		雇入員數		認可年月		受諾年月		シケ男子	
			男	女	男	女	氏名及 生年月日	使用セントスル 業務ノ種類	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

八 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社  
何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク  
工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載  
シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト  
九 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ  
付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省  
略スルコトヲ得ルコト



四 「從業者數」業ニハ昭和十四年十二月末日現在及申請ノ前月末日現在ニ於ケル從業者ノ總數ヲ男女別ニ記載シ且左側括弧内ニ其ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ該當スルモノノ(年齢十二年以上三十年未満ノ男子又ハ年齡十二年以上二十年未満ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ)ノ數ヲ記載スルコト

五 「雇入認可ヲ受ケントスル特定ノ男子青少年」欄中「使用セントスル業務ノ種類」欄ニハ雇入ルベキ男子青少年ヲ就業セシムベキ業務ノ種類ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト

六 「申請ノ理由」欄ニハ特定ノ男子青少年ノ雇入レヲ特ニ必要トスル理由ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト

七 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ラカニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

八 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式 第五號

軍費秘 男子青少年雇入認可申請書

事業ノ種類	工場、事業場、事務所又ハ店舖ノ名稱及所在地
在り	在り
〔年 月 創立(開業)〕	

地方長官(厚生大臣)宛  
申請者 氏 名(法人ニアリテハ其ノ名稱及代表者氏名) 印  
備考

一 申請書ハ雇入ヲ爲スベキ地方ニ道府縣以上ニ亙リ且雇入レントスル男子青少年ノ員數ガ三十人以上ナル場合ニ在リテハ厚生大臣ニ其他ノ場合ニ在リテハ雇入ヲ爲スベキ地方ノ所轄地方長官宛トスルコト

二 「事業ノ種類」欄ニ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト

三 「工場、事業場、事務所又ハ店舖ノ名稱及所在地」欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇備スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ、左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立(開業)年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月トヲ記載スルコト

四 「主要生産品目」欄ニハ主要生産、販賣品ノ名稱ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ創り、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五 「生産額」欄ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル總生産額又ハ總販賣額ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ創り、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事

考	備	申請ノ理由	認可後六ヶ月以内ニ雇入レントスル數		從業者數	利用狀況	主要生産品目	
			内地	其ノ他			軍需官輸	其ノ他
其ノ他	内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地		雇入	内地	男	%	軍需官輸	其ノ他
			道府縣人員	道府縣人員			道府縣人員	道府縣人員
			別縣府道地入	内地	女	%		
			道府縣人員	道府縣人員	人計	%		
			道府縣人員	道府縣人員	人	%		

昭和 年 月 日 住所

業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

六 「利用狀況」欄ニハ申請前一ケ年間(申請前一年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(申請前一ケ年間ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載シ、其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生産ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

七 「從業者數」欄ニハ申請ノ時ニ於テ當該工場、事業場等ニ於テ現ニ雇備スル從業者ノ總數(青少年以外ノ者ヲ含ム)ヲ記載スルコト

八 「認可ヲ受ケントスル男子青少年數」欄ニハ認可後六ヶ月以内ニ内地ニ於テ雇入レントスル男子青少年ノ員數ヲ記載スルコト

九 「雇入地道府縣別内譯」欄ニハ雇入レントスル地方ニ道府縣以上ニ亙ル場合ニ限り道府縣別ニ男子青少年ノ雇入見込數ヲ記載スルコト

一〇 「申請ノ理由」欄ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況、之ニ伴フ支障ノ狀況及内地ニ於テ特ニ男子青少年ノ雇入レヲ爲スキ理由等ヲ記載スルコト、尙生産施設



ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係ヲモ記載スルコト

一 「備考」欄中「認可後六ヶ月以内ニ於テ雇入レントスル男子從業者總數」欄ニハ内地及内地以外別ニ認可後六ヶ月以内ニ雇入レントスル男子從業者（青少年以外ノ者ヲ含ム）ノ總數ヲ記載スルコト

「備考」欄中「内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地」欄ニハ内地ニ於テ主タル事務所ナキ場合ハ申請者ノ主タル滞在場所ヲ記載スルコト

二 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

三 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

女子青少年雇備定員認可申請書

營業所ノ名稱及所在地	昭和十四年十月十日現在		營業所ノ名稱及所在地	營業所ノ名稱及所在地
	申請ノ前月末現在	認可後六ヶ月以内ニ新設ニ増員スベキ見込數		
營業ノ種類	規程		坪數	坪數
	總建坪	內營業ニ使用スベキ坪數		
從業者數	男	人	男	人
	女	人	女	人

國民職業指導所長宛

備考

一 「營業所ノ名稱及所在地」欄ニハ雇入ルベキ女子青年ヲ雇備スル營業所ノ名稱（何々料理店）及所在地ヲ記載シ左側括弧內ニ當該營業所ノ開業年月ヲ記載スルコト

二 「營業ノ種類」欄ニハ料理店、藝妓置屋業、撞球遊藝場等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

三 「從業者」欄ニハ指定業務（令第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル業務）ニ使用スル爲雇備スル從業者ニ付記載スルコト、尙左側括弧內ニハ右ノ從業者中令第二條ノ女子青少年ニ當スルモノ（年齢十二年以上二十年未満ノ女子ニシテ令

第二條各號ノ一ニ該當セザルモノノ數ヲ記載スルコト

四 「認可ヲ受ケントスル女子青少年雇備定員」欄ニハ當該營業所ニ於テ常時雇備セントスル女子青少年ノ總員數ヲ記載スルコトトシ今後新ニ雇入レントスル女子青少年ノ員數ノミヲ記載セザルコト

五 代理人ニ於テ申請スルトキハ代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ營業所ノ所在地ヲ記載スルコト

女子青少年雇備定員認可申請書

營業ノ種類	營業所名稱及所在地		營業所名稱及所在地	營業所名稱及所在地
	申請ノ前月末現在	認可後六ヶ月以内ニ新設ニ増員スベキ見込數		
從業者數	男	人	男	人
	女	人	女	人
認可ヲ受ケントスル女子青少年數	内地	人	内地	人
	内地以外	人	内地以外	人

考	内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地
考	其ノ他

國民職業指導所長宛

備考

一 「營業ノ種類」欄ニハ料理店業、藝妓置屋業、撞球遊藝場業等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

二 「營業所ノ名稱及所在地」欄ニハ雇入ルベキ女子青少年ヲ雇備スル營業所ノ名稱（何々料理店等）及所在地ヲ記載シ左側括弧內ニ當該營業所ノ開業年月ヲ記載スルコト

三 「從業者數」欄ニハ申請ノ時ニ於テ當該營業所ニ於テ現ニ指定業務（令第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル業務）ニ使用スル從業者ノ總數（青少年以外ノ者ヲ含ム）ヲ記載スルコト

四 「認可ヲ受ケントスル女子青少年數」欄ニハ認可後六ヶ月以内ニ内地ニ於テ雇入レントスル女子青少年ノ員數ヲ記載スルコト



- 五 「雇入地方郡市別内譯」欄ニハ郡市別ニ女子青少年ノ雇入見込數ヲ記載スルコト
- 六 「申請ノ理由」欄ニハ特ニ内地ニ於テ雇入レントスル理由ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト
- 七 「備考」欄中「認可後六ヶ月以内ニ於テ雇入レントスル女子從業者總數」欄ニハ内地及内地以外別ニ認可後六ヶ月以内ニ指定業務ニ使用スル爲雇入レントスル女子從業者（青少年以外ノ者ヲ含ム）ノ總數ヲ記載スルコト
- 「備考」欄中「内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地」欄ニハ内地ニ於テ主タル事務所ナキ場合ハ申請者ノ主タル滞在場所ヲ記載スルコト
- 八 代理人ニ於テ申請スルトキハ代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ、申請人ノ住所ハ營業所ノ所在地ヲ記載スルコト

様式 第八號

青少年雇備名簿

青一六

業務ノ種類及生年月日	本籍	雇入年月日	解雇年月日	備考
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	
年月日		年月日	年月日	

備考

- 一 業務ノ種類ハ當該青少年ノ從事スル業務ヲ記載スルコト
- 二 日日雇入レタル青少年ニ付テハ記載ヲ要セザルコト
- 三 本名簿ニハ昭和十五年三月一日現在ニ於テ雇備シ居ル青少年及其ノ後雇入レタル青少年ニ付記載スルコト

様式 第九號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判 (74mm×105mm) トシ中央點線ノ所ヨリニツ折トス (表面)

第 號 昭和 年 月 日交付

青少年雇入制限ニ關スル臨檢票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 廳府縣又ハ國民職業指導所印  
職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六ヶ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

青少年雇入制限令第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

青一七



# 青少年雇入制限令第三條第二號ノ事業指定

(昭和十五年二月十五日)  
(厚生省告示第二十八號)

青一八

青少年雇入制限令第三條第二號ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 探鑛業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) 金屬鑛業
  - (二) 石炭鑛業
  - (三) 石油鑛業
  - (四) 其ノ他ノ鑛業ニシテ左ニ掲グルモノ
    - (イ) 磷鑛鑛業
    - (ロ) 黒鉛鑛業
    - (ハ) 硫黃鑛業
- 二 土石採取業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) アルミニウム原鑛採取業
  - (二) 石炭、耐火材料、石棉採取業
  - (三) 螢石、ドロマイト採取業
- 三 紡績工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) 製 絲 業 (軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
  - (二) 人造絹絲製造業 (同右)
  - (三) 人造纖維製造業 (同右)
  - (四) 紡 績 業 (同右)
  - (五) 織物(フェルトヲ含ム)業 (同右)
  - (六) 編物、組物製造業 (同右)
- (七) 染色整理加工業 (同右)
- 四 金屬工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) 製 鐵 業 (原材料品製造業ヲ含ム)
  - (二) 非鐵金屬製鍊業
  - (三) 非鐵金屬材料品製造業
  - (四) 鑄 物 業 (機械用ノモノニ限ル)
  - (五) 鑄物以外ノ金屬製品製造業(軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
  - (六) 鍍金製品製造業 (同右)
  - (七) シヤーリング業
- 五 機械器具工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) 蒸氣罐製造業
  - (二) ガス發生裝置製造業
  - (三) 原動機製造業
  - (四) 電氣機械器具家庭用電氣器具ヲ除ク製造業
  - (五) 電線及電纜製造業
  - (六) 無線及有線電信電話機械器具(家庭用ヲ除ク)製造業
  - (七) 電池製造業
  - (八) 農林漁業用機械器具製造業
  - (九) 土木建築用機械器具製造業

- (一〇) 探鑛、選鑛及製鍊用機械器具製造業
- (一一) 製鐵用機械器具製造業
- (一二) 工作機械器具(部分品ヲ含ム)製造業
- (一三) 起重機製造業
- (一四) 昇降機製造業(工場事業場用ノモノニ限ル)
- (一五) 氣體壓縮機製造業
- (一六) ポンプ、水壓器及送風機製造業
- (一七) 計器製造業
- (一八) 試驗檢定及學術用器械製造業
- (一九) 醫療器械製造業
- (二〇) 測量及製圖機械器具製造業
- (二一) 照明用機械器具製造業(軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル)
- (二二) 光學機械器具製造業 (同右)
- (二三) 車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業ニシテ左ニ掲グルモノニ限ル
  - (イ) 鐵道及軌道用車輛製造業
  - (ロ) 自動車(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業
  - (ハ) 自轉車製造業
  - (ニ) 貨物運搬車製造業
  - (三) 造船業(部分品及附屬品製造業ヲ含ム)
  - (四) 航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業
  - (五) 工具及軸受製造業
- (二四) 探鑛、選鑛及製鍊用機械器具製造業
- (二五) 製鐵用機械器具製造業
- (二六) 工作機械器具(部分品ヲ含ム)製造業
- (二七) 起重機製造業
- (二八) 昇降機製造業(工場事業場用ノモノニ限ル)
- (二九) 氣體壓縮機製造業
- (三〇) ポンプ、水壓器及送風機製造業
- (三一) 計器製造業
- (三二) 試驗檢定及學術用器械製造業
- (三三) 醫療器械製造業
- (三四) 測量及製圖機械器具製造業
- (三五) 照明用機械器具製造業(軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル)
- (三六) 光學機械器具製造業 (同右)
- (三七) 車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業ニシテ左ニ掲グルモノニ限ル
  - (イ) 鐵道及軌道用車輛製造業
  - (ロ) 自動車(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業
  - (ハ) 自轉車製造業
  - (ニ) 貨物運搬車製造業
  - (三) 造船業(部分品及附屬品製造業ヲ含ム)
  - (四) 航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業
  - (五) 工具及軸受製造業
- (三八) ベルト車、齒車、車輪及車軸製造業
- 六 兵器及兵器部分品製造業
- 七 窯業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) 陶磁器製造業(軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
  - (二) 磚子及磚管製造業
  - (三) ガラス及ガラス製品製造業(軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
  - (四) 耐火物製造業
  - (五) セメント製造業
  - (六) セメント製品製造業
  - (七) 珐瑯磁器製造業(軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
- 八 化學工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
  - (一) 製藥(農業藥品ヲ含ム)業
  - (二) 工業藥品製造業
  - (三) 染料及中間物製造業
  - (四) 人造ゴム及再生ゴム製造業
  - (五) 鞣皮材料製造業
  - (六) 塗料及顏料製造業
  - (七) 發火物製造業(軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル)
  - (八) 石油精製業
  - (九) 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業
  - (一〇) コークス及コークス分留物製造業
  - (一一) 代用液體燃料製造業

青一九



- (三) 植物油脂製造業 (軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
- (三) 動物油脂製造業 (同右)
- (四) 加工油製造業 (同右)
- (五) ゴム製品製造業 (軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル)
- (六) 人造樹脂及同製品製造業
- (七) バルブ製造業
- (八) 製紙業
- (九) アセチルセルロース製品製造業
- (一〇) グアルガナイズドファイバー製造業
- (一一) 寫真用フィルム乾板及感光紙製造業 (軍需用、輸出用、醫療用ノモノニ限ル)
- (一二) 肥料製造業
- (一三) 製鹽業
- (一四) 製革業 (軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル)
- (一五) 撥革製造業
- (一六) 研磨材料及研磨用品製造業
- (一七) 炭素製品製造業
- (一八) 大豆カゼイン工業
- (一九) 製材及合板業
- 一〇 食料品工業ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル事業
  - (一) 味噌、醬油、食酢製造業
  - (二) 製粉業
  - (三) 澱粉製造業
  - (四) 製糖業
  - (五) 罐頭詰製造業 (軍需用、輸出用ノモノニ限ル)
  - (六) 畜産品製造業 (同右)
- (七) 水産品製造業 (同右)
- (八) 製茶業 (同右)
- 一一 電氣及瓦斯業
- 一二 其ノ他ノ工業ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル事業
  - (一) 綿及麻製網繩及網製造業
  - (二) 衛生材料品 (脱脂綿ヲ含ム) 製造業
  - (三) 石棉及雲母製品製造業
  - (四) 燐寸製造業
  - (五) 機械用ベルト製造業
  - (六) 配合飼料製造業
- 一三 運輸業ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル事業
  - (一) 鐵道及軌道業
  - (二) 自動車業ニシテ左ニ掲グルモノ
    - (イ) 乗合自動車業
    - (ロ) 貨物自動車業
  - (三) 海運業 (船業ヲ含ム)
  - (四) 航空業
  - (五) 其ノ他ノ運輸業
- 一四 通信業ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル事業
  - (一) 電氣通信業
  - (二) 郵便物運送請負業
- 一五 土木建築請負業
- 一六 農林水産業ノ改良指導ニ關スル事業
- 一七 前各號ニ掲ゲザル軍需品、輸出品製造加工

### 青少年雇入制限令第四條ノ 女子青少年雇入制限業務指定

(昭和十五年二月十五日  
厚生省告示第二十九號)

- 青少年雇入制限令第四條ノ業務ヲ左ノ通指定ス
- 一 左ノ營業ニ關スル業務
- (一) 料理店業 (割烹店業、飲食店業、酒場業、カフェー業、喫茶店業、ミルクホール業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム)
  - (二) 貸座敷業 (貸座敷業、待合茶屋業、芝居茶屋業、遊船宿業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム)
  - (三) 娯樂場業 (遊園地業、遊技場 (撞球、麻雀、ゴルフ、射的其ノ他公衆ヲシテ遊技ヲ爲サシムル場所ヲ謂フ) 業、舞踊場 (舞踏教授所ヲ含ム) 業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム)
  - (四) 興行場業 (劇場業、映畫館業、演藝場業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム)
  - 二 藝妓 (見習中ノ者ヲ含ム)、酌婦其ノ他之ニ類スル業務



# 青少年雇入制限令第二條 第一號ノ學校(養成所)指定

(昭和十五年二月十五日  
厚生省告示第二十六號)

- 青少年雇入制限令第二條第一號ノ學校(養成所ヲ含ム)ヲ左ノ通指定ス
- 一 學習院高等科
  - 二 臨時教員養成所
  - 三 實業學校教員養成所
  - 四 水産講習所
  - 五 神宮皇學館本科
  - 六 青年學校教員養成所
  - 七 商業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニ置ク商業學校ノ學科ヲ含ム)

- 八 商船學校
- 九 海員養成所(日本海員救濟會海員養成所ヲ含ム)
- 一〇 産業組合學校
  - 一一 專門學校又ハ實業專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等以上ノモノ
  - 一二 朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ外國ニ於ケル學校(養成所ヲ含ム)ニシテ大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校、高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ前各號ニ掲グル學校(養成所ヲ含ム)ニ相當スルモノ

# 青少年雇入制限令第二條第三號ノ 檢定、試驗又ハ免許指定

(昭和十五年二月十五日  
厚生省告示第二十七號)

- 青少年雇入制限令第二條第三號ノ檢定、試驗又ハ免許ヲ左ノ通指定ス
- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル商業學校卒業程度ノ檢定
  - 二 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
  - 三 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
  - 四 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
  - 五 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡
  - 六 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡
  - 七 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡
  - 八 船舶職員法ニ依ル船舶職員試驗

- 九 教員免許令ニ依ル教員ノ免許
- 一〇 小學校令ニ依ル教員ノ免許
- 一一 醫師法ニ依ル醫師ノ免許
- 一二 齒科醫師法ニ依ル齒科醫師ノ免許
- 一三 獸醫師法ニ依ル獸醫師ノ免許
- 一四 藥劑師法ニ依ル藥劑師ノ免許
- 一五 蹄鐵工免許規則ニ依ル蹄鐵工ノ免許
- 一六 汽罐取締令ニ依ル汽罐士ノ免許
- 一七 自動車取締令ニ依ル運轉免許(普通免許ニ限ル)
- 一八 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一九 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定



學校卒業者使用制限令關係



# 學校卒業者使用制限令

(昭和十三年八月二十四日  
勅令第五百九十九號)

第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者(以下卒業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 卒業者ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四條 厚生大臣必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ニ付卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可

ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スルノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ卒業者ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル卒業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



### 學校卒業者使用制限令施行規則

昭和十三年八月二十六日厚生省令第二十三號  
昭和十四年五月二十四日厚生省令第三十二號改正  
昭和十四年九月十六日厚生省令第三十五號改正  
昭和十五年六月十四日厚生省令第二十五號改正

第一條 學校卒業者使用制限令（以下令ト稱ス）第二條ノ認可ヲ受

ケントスル者ハ卒業者ノ卒業ノ前年七月末日迄ニ様式第一號ニ依

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

リ申請スベシ

第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ

附 則  
（昭和十四年五月二十四日厚生省令第十二號）  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

卒業者アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ

令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得

附 則  
（昭和十五年六月十四日厚生省令第二十五號）  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ卒業

者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官

附 則  
（昭和十四年九月十六日厚生省令第三十號）  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長ト

ス）ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業者ヲ使用シ又ハ使用セザ

ルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依リ卒業者ノ勤務スル

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ報告

スベシ

第五條 令第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三

號ノ證票ヲ携帯スベシ

様式第一號

### 學校卒業者使用認可申請書

1 申請人 姓名 又ハ 名稱	住所又ハ 所在地	申請 2年 月日 ノ 事業 種類	氏 名	學校及 學科名	卒業 者ノ 員數	技術者 及 學校 卒業 者ノ 員數	卒業 者 （但 シテ 鑛 山 ハ 鑛 夫 ノ 員 數 ニ 限 ル）	輸出 %	其他 %
3 使用 ノ 場所 名稱	所在地	7 定學校 ヲ卒業 シテ 於 テ 引 續 キ 使 用 ヲ 希 望 ス ル 者 ニ シ テ 申 請 ス ベ キ 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科 他 ノ 學 科	合計	技術者 及 學校 卒業 者 ノ 員 數	非 サ ル 技 術 者 ノ 員 數	學校 卒業 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	11 創立 年 月	12 利 用 状 況	軍需 官 需
4 申請 員數	學科別 學校 程度 別	7 定學校 ヲ卒業 シテ 於 テ 引 續 キ 使 用 ヲ 希 望 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	合計	技術者 及 學校 卒業 者 ノ 員 數	非 サ ル 技 術 者 ノ 員 數	學校 卒業 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	11 創立 年 月	12 利 用 状 況	軍需 官 需
5 用 認可 員數	大 學 卒 業 專 門 學 校 卒 業 實 業 學 校 卒 業 計	7 定學校 ヲ卒業 シテ 於 テ 引 續 キ 使 用 ヲ 希 望 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	合計	技術者 及 學校 卒業 者 ノ 員 數	非 サ ル 技 術 者 ノ 員 數	學校 卒業 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	11 創立 年 月	12 利 用 状 況	軍需 官 需
6 用 卒業 者 使 用 員數	大 學 卒 業 專 門 學 校 卒 業 實 業 學 校 卒 業 計	7 定學校 ヲ卒業 シテ 於 テ 引 續 キ 使 用 ヲ 希 望 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	合計	技術者 及 學校 卒業 者 ノ 員 數	非 サ ル 技 術 者 ノ 員 數	學校 卒業 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	11 創立 年 月	12 利 用 状 況	軍需 官 需
8 在 ノ 現 在 員數	大 學 卒 業 專 門 學 校 卒 業 實 業 學 校 卒 業 計	7 定學校 ヲ卒業 シテ 於 テ 引 續 キ 使 用 ヲ 希 望 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	合計	技術者 及 學校 卒業 者 ノ 員 數	非 サ ル 技 術 者 ノ 員 數	學校 卒業 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	11 創立 年 月	12 利 用 状 況	軍需 官 需
9 現 在 員數	大 學 卒 業 專 門 學 校 卒 業 實 業 學 校 卒 業 計	7 定學校 ヲ卒業 シテ 於 テ 引 續 キ 使 用 ヲ 希 望 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	合計	技術者 及 學校 卒業 者 ノ 員 數	非 サ ル 技 術 者 ノ 員 數	學校 卒業 者 ニ シ テ 申 請 ス ル 者 ノ 指 示 ノ 學 科	11 創立 年 月	12 利 用 状 況	軍需 官 需







20 添 附 書 類	21 申 記 名 請 捺 入 印
18 特 二 指 的 ス ル キ 事 情	19 備 考

申請書作成上ノ注意

- 1 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格A4判 (210mm×297mm)トスルコト
- 2 本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所毎ニ作成スルコト尙工場、事業場ニシテ研究施設ヲ特設スルモノニ付テモ別ニ申請書ヲ作成スルコト
- 3 本申請書ニハ副本二通ヲ作成添附スルコト
- 4 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ「申請人」ノ欄(1)中「氏名又ハ名稱」ノ欄ニハ何々會社何々工場工場管理人、何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人又ハ鑛業代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ「住所又ハ所在地」欄ニハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト
- 5 「申請年月日」ノ欄(2)ニハ申請書ヲ提出スル年月日、郵送スル場合ハ發信ノ年月日ヲ記載スルコト
- 6 「使用場所」ノ欄(3)中「名稱」ハ何々會社何々工場、何々會社何々鑛業所等正確ニ記載シ「事業ノ種類」ハ別表事業分類表ノ小分類ニ依リ記載スルコト
- 7 學校程度ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト  
大 學 一 大學ノ工學部及理工學部、旅順工科大学  
專 門 學 校  
(イ) 工業ニ關スル專門學校、東京物理學校、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校  
(ロ) 專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學

資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモ

- 實業學校
- 1 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
  - 2 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
  - 3 前二號ト同等ノモノ
  - 4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- (E) 大連工業學校及撫順工業學校  
(ハ) 實業學校及專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノ  
大學ノ研究科(大学院)ヲ卒業シタル者(所定ノ年限在學シテ



研究ヲ終了シタル者)ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル者ノ氏名、在學大學名、研究題目、之ヲ使用セントスル業務等ヲ「備考」ノ欄ニ記載スルコト  
學科ハ左ノ例ニ依リ區分スルコト

- 8 機 械—機械工學科、鑛山機械科、航空學科ノ航空發動機分科、計器科、原動機科、化學機械科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、金屬工藥科、板金科、仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科
- 造兵、精密—造兵學科、精密機械科、精密工學科、應用物理科(應用物理)
- 造 船—造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)
- 航 空—航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科(航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)
- 冶 金—冶金學科、應用金屬學科其他之ニ準ズベキ學科及探鑛冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ノ冶金分科
- 電 氣—電氣工學科、電機、電氣機械科其ノ他之ニ準ズベキ學科
- 應用化學—應用化學科、電氣化學科、化學工業科、工業化學科
- 應用物理化學科ノ應用化學分科其ノ他之ニ準ズベキ學科
- 色 染—染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科(染織科ノ色染分科又ハ色染專修ノ科)

モノヲ含ム)  
窯 業—窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科  
燃 料—燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科  
火 藥—火藥學科  
探 採—探採學科、鑛山工學科、探採工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科及探鑛冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ノ探採又ハ鑛山分科

- 9 「申請ノ年迄ノ卒業生使用認可員數」ノ欄(5)ニハ申請ノ年迄(昭和十四年以後申請ノ年迄)ニ指定學科ヲ卒業シタル者ニ付當該工場、事業場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラレタル員數ヲ通算シテ記載スルコト
- 10 「申請ノ年迄ノ卒業生使用員數」ノ欄(6)ニハ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後申請ノ年迄(昭和十四年以後申請ノ年迄)ノ間ニ卒業シタル者ノ申請ノ年ノ五月一日現在ニ於ケル使用員數ヲ通算シテ記載スルコト
- 11 「在動中申請ノ年ノ翌年夜間授業ノ指定學校ヲ卒業スベキ者ニシテ申請人ニ於テ引續キ使用ヲ希望スルモノ」ノ欄(7)ニハ現ニ當該工場、事業場ニ於テ勤務中ノモノニシテ夜間授業ノ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ申請ノ年ノ翌年其ノ學校ヲ卒業スベキモノノ

中卒業後引續キ其ノ工場、事業場ニ於テ使用セントスルモノニツキ記載スルコト

- 12 「申請ノ年五月一日現在ノ狀況」ノ欄(8)中「其ノ他ノ學科」ノ欄ニハ指定學校卒業生タル技術者ニシテ指定外ノ學科ヲ修メタルモノノ員數ヲ、「學校卒業生タル技術者ノ員數」ノ欄ニハ指定學校卒業生ニ非ザル技術者ノ員數ヲ、「技術者及學校卒業生ノ員數合計」ノ欄ニハ「合計」ノ「計」ノ欄ノ員數ト「學校卒業生ニ非ザル技術者ノ員數」ノ欄ノ員數トノ和ヲ、「學校卒業生及技術者ヲ除ク從業者(但シ工場ハ職工、鑛山ハ鑛夫ノ員數)」ノ欄ニハ工場、鑛山ニ付テハ職工、鑛夫數、其ノ他ノ事業ニ付テハ指定學校卒業生及技術者ヲ含マザル從業者數ヲ夫々記載スルコト
- 13 「申請ノ年五月一日現在ニ於ケル技術者不足ノ狀況」ノ欄(9)ニハ申請ノ年五月一日現在ノ設備及勞務者ノ狀況ニ於ケル技術者ノ不足ノ狀況ヲ記載スルコト尙右ハ其ノ必要ノ最小限度ニ止ムルコト
- 14 「擴張等ニ依リ新規ニ要スル員數」ノ欄(10)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌年九月末頃迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル擴張ニ依リ新規ニ要スル員數ヲ記載スルコト尙交替採用ニ付テハ要員等ノ數ヲモ含マシメ記載スルコト軍需ノ増加ニ依ルモノニ付テハ陸海ノ區別ヲ爲シ其ノ旨ヲ、生産力擴充計畫ニ付テハ其ノ旨ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ於テ明カニスルコト
- 15 「創立」ノ欄(11)ニハ當該工場、事業場、事務所等ノ創立年月ヲ記載スルコト合併ニ依リ創立等セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場ノ創立年月ト合併年月トヲ記載スルコト

16 「利用狀況」ノ欄(12)ニハ申請ノ年ノ前年十月一日ヨリ申請ノ年ノ三月末日ニ至ル六ヶ月間ニ於ケル生産金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナモノ、「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記載スルコト尙鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

- 17 「初任給」ノ欄(13)ニハ俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給等ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加俸諸手当等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト
- 18 「主要販賣生産品目及其ノ額」ノ欄(14)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト
  - (イ) 販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ノ事業ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ割ルコト
  - (ロ) 「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品名及主要事業分類ノ生産品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト
  - (ハ) 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ生産品目名ハ(ロ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト
  - (ニ) 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト
  - (ホ) 各品目毎ニ生産額ノ内輸出ニ向ケタル額ヲ朱書併記スルコト



(ハ) 生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

19 申請ノ前年六月ヨリ申請ノ年五月迄ノ間ニ入替(應召ヲ含ム)シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ入替(應召ヲ含ム)シタル學校卒業生」ノ欄(15)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、入替(應召)ノ年月ヲ記載スルコト

20 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國、中華民國ニ轉出タル者アルトキハ「申請ノ五月末ニ至ル一年間ニ外地外國ニ轉出シタル學校卒業生」ノ欄(16)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、轉出先(朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州滿洲國、中華民國ノ區別及轉出先工場名ヲ明ニスルコト)ヲ記載スルコト前號表本號ニ記載スル者ハ指定學校、指定學科ノ卒業生(昭和十三年以前ノ卒業生ヲモ含ム)トスルコト

21 「申請ノ理由」ノ欄(17)ニ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生産施設擴充計畫、交替採用計畫ノ大要、擴張計畫ニ付臨時資金調整法ニ依ル認許可アリタルモノハ其ノ認許可ノ年月日、番號及認可アリタル事項使用セントスル卒業生及從前ヨリ使用スル技術者配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト研究所、研究施設等ノ申請ナルトキハ其ノ設ケアルモノナルトキ其ノ他特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載スルコト但シ軍關係ノ研究ニシテ記載シ難キモノニ付テハ其ノ旨記載シテ研究事項ノ記載ヲ省略スルモ支障ナキコト

22 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合、特ニ技術者ノ減少著シク其ノ補充ノ要緊ナル場合其ノ他特ニ斟酌スベキ事情ノ存スルトキハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(18)ニ記載スルコト

23 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業生ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アルトキハ各工場、事業場別ニ申請書様式中(4)、(7)、(13)、(15)及(16)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添附スルコト此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ旨備考欄(19)ニ記載シ右ノ書類ノ添附ヲ要セザルコト

24 添附書類アルトキハ其ノ名稱及枚數ヲ「添附書類」ノ欄(20)ニ記載スルコト

25 ※印ノアル欄ニハ申請人ニ於テハ記載ヲ爲サザルコト

26 本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ「軍資秘」其ノ他ニ付テハ「機秘」ノ印ヲ押捺スルコト

27 本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工場事業場、又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鎮業法又ハ砂鐵法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鐵山監督局長)宛親展投トシ其ノ封皮ノ表ニハ「學卒申請」トコト朱書スル

別表 事業分類表

大分類	中分類	小分類
第一、業	一、採礦業	一、金 屬 工 業 二、石 炭 採 取 業 三、石 油 採 取 業 四、其ノ他ノ採 取 業 五、アルミニウム原礦採取業 六、其ノ他ノ土石採取業 七、鐵精鍊業及材料品製造業 八、銅精鍊業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業 九、アルミニウム、マグネシウム精鍊業及材料品製造業 十、其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業 十一、其ノ他ノ合金材料品製造業 十二、鐵又ハ鋼鑄物業 十三、其ノ他ノ鑄物業 十四、メ ッキ 業 十五、連鎖、パネ、鋼索製造業 十六、座金及紙、釘、製造業
	二、土石採取業	
第二、業	三、金屬工業	
	四、機械器具工業	

大分類	中分類	小分類
第一、業	一、採礦業	一、金 屬 工 業 二、石 炭 採 取 業 三、石 油 採 取 業 四、其ノ他ノ採 取 業 五、アルミニウム原礦採取業 六、其ノ他ノ土石採取業 七、鐵精鍊業及材料品製造業 八、銅精鍊業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業 九、アルミニウム、マグネシウム精鍊業及材料品製造業 十、其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業 十一、其ノ他ノ合金材料品製造業 十二、鐵又ハ鋼鑄物業 十三、其ノ他ノ鑄物業 十四、メ ッキ 業 十五、連鎖、パネ、鋼索製造業 十六、座金及紙、釘、製造業
	二、土石採取業	
第二、業	三、金屬工業	
	四、機械器具工業	一、建 築、橋 梁、鐵 塔 等 二、火 造 (鍛 冶) 業 三、其ノ他ノ金屬品製造加工業 四、內 燃 機 製 造 業 五、原動機部分品及附屬品製造業 六、電 氣 機 械 器 具 製 造 業 七、無線及有線通信機器製造業 八、電 線 及 電 機 製 造 業 九、電 池 製 造 業 十、切削研磨用金屬機械製造業 十一、其ノ他ノ金屬工作機械製造業 十二、工 具 製 造 業 十三、製材及木工機械、金屬工作機械部分品及附屬品製造業 十四、採 礦、選 礦、及 精 鍊 機 械 器 具 製 造 業 十五、化學工業用、窯業用、製紙用ノ機 械 器 具 製 造 業 十六、紡績蠶紙機械器具製造業 十七、其ノ他ノ製造加工用機 械 器 具 類 製 造 業 十八、鐵道車輛製造業



大分類

中分類

小分類

- 一、大型自動車製造業
- 二、其ノ他ノ自動車製造業
- 三、自動車部品及附屬品製造業
- 四、自轉車其ノ他ノ車輛製造業
- 五、船舶製造業
- 六、航空機製造業
- 七、航空機部分品及附屬品製造業
- 八、運輸用機械製造業
- 九、ポンプ及水壓機製造業
- 一〇、送風機及氣体壓縮機製造業
- 一一、農業及土木建築用機械器具製造業
- 一二、電氣計器製造業
- 一三、其ノ他ノ計器類製造業
- 一四、試験及検査機械器具製造業
- 一五、學術用及醫療用機械器具製造業
- 一六、光學機械器具製造業
- 一七、電球其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 一八、樂器類及蓄音器製造業
- 一九、辨及コック製造業

學一二

五、化學工業

- 一、軸受製造業
- 二、齒車、車輪、ベルト、車軸製造業
- 三、前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 四、其ノ他ノ機械器具製造業
- 五、銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 六、機械器具裝置業
- 七、製藥業
- 八、ソーダ製造業
- 九、硫酸製造業
- 一〇、壓縮ガス製造業
- 一一、磷及カーバイド製造業
- 一二、其ノ他ノ工業藥品製造業
- 一三、製鹽業
- 一四、染料及中間物製造業
- 一五、漆液及塗料製造業
- 一六、顔料製造業
- 一七、マツチ其ノ他ノ發火物製造業
- 一八、コールドール、及コールドール分溜物製造業
- 一九、石油製精業
- 二〇、人造石油製造業

- 一、植物油脂製造業
- 二、其ノ他ノ動物油油脂製造業
- 三、木蠟、蠟燭及加工油製造業
- 四、ゴム製品製造業
- 五、再製ゴム素地製造業
- 六、パルプ製造業
- 七、セロファン紙製造業
- 八、セルロイド(再生ワ含ム)素地及セルロイド製品製造業
- 九、人造絹絲製造業
- 一〇、ステープルファイバー及其ノ他ノ化學纖維製造業
- 一一、動物質、礦物質及配合肥料製造業
- 一二、製革及精製毛皮製造業
- 一三、石鹼及化粧品製造業
- 一四、人造レジン素地及製品製造業
- 一五、バルカナイズドフアイル、イバ、製造業
- 一六、阿水布、撥革布類製造業
- 一七、フィルム、乾板類製造業
- 一八、研磨材料及研磨用品製造業

六、ガス電業及水道業

七、窯業及土石業

八、紡績業

- 一、炭素製品製造業
- 二、コークス製造業
- 三、其ノ他ノ化學製品製造業
- 四、ガス
- 五、電氣
- 六、水道
- 七、陶磁器製造及繪付業
- 八、ガラス及ガラス製品製造業
- 九、煉瓦及耐火物製造業
- 一〇、珪瑯、磁器製造業
- 一一、其ノ他ノ窯業製品製造業
- 一二、セメント製品製造業
- 一三、石綿製品製造業
- 一四、石工品製造及土石工業
- 一五、製絲業
- 一六、麻絲及毛絲紡績業
- 一七、其ノ他ノ紡績業
- 一八、捻絲業
- 一九、純綿、混紡及交織物製造業

學一三



大分類	中分類	小分類
九、 木製材及 工製品	九、 木製材及 工製品	二四、純絹、交織絹織物製造業
		二五、麻織物製造業
		二六、純毛、混紡毛織物製造業
		二七、其ノ他ノ織物製造業
		二八、編物組物
		二九、棉製織物
		三〇、捺染無地染及絞染業
		三一、其ノ他ノ染色及整理業
		三二、其ノ他ノ紡績工業
		三三、製材、木材處理及合板製造業
十、 食品 工業	十、 食品 工業	三四、製糖業
		三五、精穀、製粉及澱粉製造業
		三六、製糖業
		三七、麥酒製造業
		三八、和酒及其ノ他ノ酒類製造業
		三九、醬油、味噌及食酢製造業
		四〇、清涼飲料製造業
		四一、菓子、パン、餡類製造業
		四二、罐詰及罐詰製造業
		四三、畜產食品製造業
第三、 農林業	第三、 農林業	一、印刷業及製本業
		二、土木建築業
		三、其ノ他ノ工業
		四、農林業
		一四、耕種業
		一五、園藝業
		一六、雜糧業
		一七、畜產業
		一八、家畜飼料加工業
		一九、農林土木事業
第四、 水產業	第四、 水產業	二〇、沿岸漁業
		二一、內地沖合遠洋漁業
		二二、工船漁業其ノ他ノ海外漁業
		二三、養殖業
		二四、鹽田業
		二五、製水及冷凍食品製造業
		二六、其ノ他ノ食品工業
		二七、印刷業及製本業
		二八、土木建築業
		二九、紙製品製造業

第五、  
交通業

大分類	中分類	小分類
第五、 交通業	一六、 運輸業	一五、其ノ他ノ水產業
		一六、水產土木事業
		一七、鐵道及軌道
		一八、自動車
		一九、海運
		二〇、航空
		二一、其ノ他ノ運輸業
		二二、電信電話事業
		二三、道路、橋梁ノ經營
		二四、港灣、運河ノ經營
第六、 商業	一九、 物品 販賣業	一八、其ノ他ノ物品販賣業
		一九、百貨店業
		二〇、其ノ他ノ物品販賣業
		二一、不動產買賣業
		二二、貿易業
		二三、石油輸入業
		二四、其ノ他ノ貿易業
		二五、農產倉庫業
		二六、倉庫業
		二七、倉庫業

二二、  
金融業

大分類	中分類	小分類
第七、 雜業	二二、 金融業	二一、商業倉庫
		二二、貿易倉庫
		二三、其ノ他ノ倉庫
		二四、銀行業
		二五、信託業
		二六、貸金業
		二七、質屋業
		二八、其ノ他ノ金融業
		二九、保險業
		三〇、仲買、委託販賣及仲立業
第八、 雜業	二六、 雜業	二五、取引所
		二六、市場業
		二七、證券業
		二八、小運送業
		二九、其ノ他ノ商業
		三〇、土木建築請負業
		三一、其ノ他ノ商業
		三二、其ノ他ノ商業
		三三、其ノ他ノ商業
		三四、其ノ他ノ商業







(面表)

學校卒業者使用制限ニ關スル臨檢票

(面裏)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名	厚生省又ハ廳
府 縣 印	名

國家總動員法第三一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ、又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四三條 第三一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

學校卒業者使用制限令第四條第二項 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

### 學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校ヲ左ノ通指定ス

- 大 學
- 一 大學ノ工學部及理工學部
  - 二 旅順工科大学
  - 三 大學ノ工學部及工學部ノ研究科(大學院)
  - 四 旅順工科大学ノ研究科
- 專門學校
- 一 工業ニ關スル專門學校
  - 二 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
  - 三 南滿洲工業專門學校
  - 四 東京物理學校
- 實業學校
- 一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規程ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條

昭和十三年八月二十六日厚生省告示第百十九號  
 昭和十四年五月二十四日厚生省告示第九十四號改正  
 昭和十五年六月十四日厚生省告示第百七十九號改正

- ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
- (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
  - (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
  - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
  - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- 各種學校
- 一 大連工業學校
  - 二 撫順工業學校
  - 三 各種學校
  - 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)



# 學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定

〔昭和十三年八月二十六日厚生省告示第百二十號  
昭和十四年五月二十四日厚生省告示第九十五號改正  
昭和十五年六月十四日厚生省告示第百八十號改正〕

學二〇

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科ヲ左ノ通指定ス  
大學ノ研究科(大學院)

- 一 機械工學、造兵工學、造船工學、航空工學、電氣工學、應用化學、鑛山學、冶金學、火藥學又ハ燃料化學ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ

大 學

- 一 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- 二 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
- 三 航空學科
- 四 造兵學科
- 五 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- 六 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科、染料化學科及窯業科ヲ含ム)
- 七 探鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- 八 火藥學科
- 九 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- 一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- 一 機械工學科(精密機械科、鑛山機械科及金屬工學科ヲ含ム)
  - 二 造船工學科
  - 三 航空工學科
  - 四 電氣工學科
  - 五 應用化學科(電氣化學科、染色科及窯業科ヲ含ム)
  - 六 探鑛冶金科(探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及探炭工學科ヲ含ム)
  - 七 燃料學科
  - 八 應用物理學科(應用物理學科ヲ含ム)
- 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ竝ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ竝ニ之ト同等ノモノヲ含ム)
- 一 機械科(計器科、原動機科、探鑛機械科、化學機械科、

- 二 造船科
  - 三 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
  - 四 電氣科(電氣機械科、機械電氣科其ノ他電氣科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 木型科、鑄工科、鍛工科、金屬工學科、金工科  
板金科、仕上科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム

- 五 應用化學科(工業化學科電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六 探鑛冶金科(探鑛科及冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 七 色染科(色染化學科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 八 窯業科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

學二一



國民職業能力申告令關係



# 國民職業能力申告令

昭和十四年一月七日勅令第六百七十三號改正  
昭和十五年十月十六日勅令第六百七十三號改正  
昭和十六年一月三十一日勅令第六百七十三號改正

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告（以下申告ト稱ス）ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ（以下要申告者ト稱ス）ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者

二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者

三 厚生大臣ノ指定スル大學、専門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五 厚生大臣ノ指定スル検査若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用ス

ル者（以下使用者ト稱ス）ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者（以下申告義務者ト稱ス）トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者（第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ左ニ掲グル事項（就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ掲グル事項ヲ除ク）ヲ要申告者ガ第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

- 一 氏 名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本 籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學 歴



- 七 職業ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ職業名
  - 八 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所)
  - 九 第二條第一號ノ職業ニ従事シ又ハ従事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度
  - 十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
  - 十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項
  - 十二 給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額
  - 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
  - 十四 精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者ニ在リテハ其ノ狀況
  - 十五 總動員業務従事ニ關スル希望
  - 十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得
- 第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ申告スベシ

- 業指導所長ニ申告スベシ
  - 一 要申告者タラザルニ至リタルトキ(第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ)
  - 二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
- 前項第二號ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ第四條ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ
- 第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
- 第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

- 第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依リ申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(露休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備練習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム)並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ
  - 第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得
  - 一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)
  - 二 外國旅行中ノ者
  - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者
- 第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

- 第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
  - 第十五條 第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
  - 第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳トス
  - 第十七條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附 則
- 本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日以前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ
- 附 則 (昭和十五年十月十六日勅令第六七三號)
- 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス



本令施行前從前ノ第四條又ハ第六條ノ規定ニ該當シタル者ノ同條ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ仍從前ノ規定ニ依ル  
本令施行前ニ生シタル第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ノ居住ノ場

所ノ異動又ハ同條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ關スル第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

登四

### 國民職業能力申告令施行規則

昭和十四年一月十八日厚生省令第一號  
昭和十四年十二月八日厚生省令第四十二號  
昭和十五年十月十九日厚生省令第四十二號  
昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正

- 第一條 國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ第一號ニ該當スル者要申告者ヲ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者
  - 二 使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者
  - 三 要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者
- 第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ
- 一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者
  - 二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
  - 三 法令ニ因リ拘禁中ノ者
  - 四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者
- 第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ

- （技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ）之ヲ爲スベシ  
職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ國民職業指導所長之ヲ交付ス
- 令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地ガ朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ナル場合ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ナル場合ニ在リテハ南洋廳支廳長ヨリ交付セラレタル職業能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ
- 令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者（以下被用者ト稱ス）ノ使用ヲ罷メタルトキハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ
- 第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ
- 第六條 第三條第四項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ

登五



準用ス

第七條 國民職業指導所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登録ヲ爲シタルトキハ別表様式第三號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ

第八條 職業能力申告手帳ヲ交付セラレタル者其ノ職業能力申告手帳ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添へ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診断ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

得

第十條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徴スルコトヲ得

第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第四號ノ證票ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和十六年二月一日) 厚生省令第二號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一氏名及出生年月	二本籍	三居住ノ場所	四兵役保役	五學歷	六指定ノ技能者養成施設	七指定ノ検査、試験、免許	八職業ノ指定	九現在ニ從事スル職業	十給料又日額	十一精神又ハ身體ノ障害ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者	氏住用者名所者
昭和十四年一月二十日	京都府京都市	京都府京都市	兵科(部)官等	小学校(青年學校)不就學 中等學校卒 高等學校卒 青卒 青卒	其ノ他ノ學校(年修了)	( )	現在ニ從事スル職業ノ場所所在地	月額 日額	因リ勞務ニ堪ヘ難キ者	昭和十四年一月二十日	印
職業能力申告票 (記入心得ヲモク守ルコトニハ記入シナイコト) 檢印											

(表) 様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B五トス)

職業	現職	現職	申算檢	前技	申算檢	就業場	氏名	生年月



番 號	現 職	現技 職能 申 算 檢 査	前 歴	前技 歴能 申 算 檢 査	就 業 場	氏 名	生 年 月
職 業	就 業 場	本 籍	就 業 場	就 業 場	居 住 場	居 住 場	居 住 場
職 業 類 別	職 業 類 別	職 業 類 別	職 業 類 別	職 業 類 別	職 業 類 別	職 業 類 別	職 業 類 別
學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄	學 歴 及 之 事 柄
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
兵 役	兵 役	兵 役	兵 役	兵 役	兵 役	兵 役	兵 役
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考

程 度	程 度	程 度	程 度	程 度	程 度	程 度	程 度
身 分	身 分	身 分	身 分	身 分	身 分	身 分	身 分
職 業 上	職 業 上	職 業 上	職 業 上	職 業 上	職 業 上	職 業 上	職 業 上
技 能	技 能	技 能	技 能	技 能	技 能	技 能	技 能
作 業 給 料	作 業 給 料	作 業 給 料	作 業 給 料	作 業 給 料	作 業 給 料	作 業 給 料	作 業 給 料
配 偶	配 偶	配 偶	配 偶	配 偶	配 偶	配 偶	配 偶
扶 養 者 數	扶 養 者 數	扶 養 者 數	扶 養 者 數	扶 養 者 數	扶 養 者 數	扶 養 者 數	扶 養 者 數
障 碍 希 望	障 碍 希 望	障 碍 希 望	障 碍 希 望	障 碍 希 望	障 碍 希 望	障 碍 希 望	障 碍 希 望

所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受
所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受
所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受
所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受	所 轄 國 民 職 業 指 導 所 發 受

様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス)

解 用 報 告

要 申 告 者 ノ 就 業 シ ア リ タ ル 場 所	所 在 地	解 用 年 月 日	要 申 告 者 ノ 氏 名	指 定 ノ 職 業 名	職 業 能 力 申 告 手 帳 番 號	手 帳 交 付 ノ 濟 否
計	人	年 月 日 生				

昭 和 年 月 日 住 所

使 用 者 氏 名 (法 人 ニ 在 リ テ ハ 其 ノ 名 稱 及 代 表 者 氏 名) (印)

國 民 職 業 指 導 所 長 宛







(表面) 様式第四號表(用紙ノ大サハ日本標準規格A七トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

登一二 (裏面)

國民職業能力申告  
ニ關スル臨檢票

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名  
廳府縣又ハ  
國民職業指  
導所印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
國民職業能力申告令第九條第二項 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ  
國民職業能力申告令施行規則第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

(別表) 技能程度申告標準

機械検査工

- 〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト
  - \*二 検査品ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト
  - 三 検査スル機械全體ノ機能ガワカツテキルコト
  - 四 各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化學的性質トヲ知ツテキルコト
  - 五 検査用具ノ考案ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト
  - \*二 検査用機械器具ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト
  - 三 検査品ノ用途ガ略ワカツテキルコト
  - 四 特殊金屬材料ノ種類ノ見分ガ出來ルコト
  - 五 普通機械ノ金屬材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者  
(備考) 特定ノ検査用具ノ取扱ダケシカ出來ナイ者又ハ選別検査ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

〔一級〕 次ノ三ツノ能力ヲ有スル者

- \*一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト
  - \*二 光學機械ノガラス部品ノ良否決定ノ基準ヲ立テルコトガ出來ルコト
  - \*三 ガラス材料ノ屈折率、レンズ曲面度、プリズム角度等ノ精密ナ検査ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト
  - 二 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ一般レンズ又ハプリズムノ研磨程度、焦點距離、異心率、角度、寸法等ノ検査ガ出來ルコト
  - 三 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ各種レンズノ收差ノ検査ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- 探炭工
- 〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
    - 一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
    - 二 探炭作業ニ從事シ發破作業ガ出來ルコト
    - 三 探炭作業ニ從事シ支柱作業ガ出來ルコト



四 採炭作業ニ從事シ切炭機又ハ穿孔機ノ使用ガ出來ルコト  
〔二級〕 一級ニ達シナイ者  
〔備考〕 採炭ノ手傳ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

炭坑支柱夫

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者  
一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト  
二 取梓作業ガ出來ルコト  
三 捲立梓作業ガ出來ルコト  
四 坑道梓作業ガ出來ルコト  
五 充填(パツキング)作業ガ出來ルコト  
〔二級〕 一級ニ達シナイ者

探 鑛 夫

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 小型鑿岩機ノ使用ガ出來且發破及支柱作業ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト  
二 大型鑿岩機ノ使用ガ完全ニ出來ルコト  
三 石目ノ見分ガ完全ニ出來ルコト  
〔二級〕 一級ニ達シナイ者

〔備考〕 手掘ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

鑛山支柱夫

〔一級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者  
一 堅坑支柱作業ガ完全ニ出來ルコト  
二 補助支柱ヲ必要トスル箇所ノ發見ガ出來ルコト

三 普通坑道ノ支柱作業ノ段取ガ出來且工數見積ガ出來ルコト  
〔二級〕 一級ニ達シナイ者

機械選鑛夫

〔一級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者  
一 破碎機及篩別機ノ運轉及調節ニ熟練シテキルコト  
二 磨鑛機又ハ分級機ノ操作ニ熟練シ且磨鑛ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコト  
三 浮選油、試薬等ノ加減、鑛液濃度ノ測定、アルカリ度ノ測定等ガ出來且浮選ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコト  
四 シツガー選鑛機、テーブル選鑛機、磁氣選別機等ニ依ル選鑛作業ニ熟練シテキルコト  
〔二級〕 一級ニ達シナイ者

製 鑛 工

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 爐況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト  
二 原料ノ良否ノ見分ガ出來且配合ガ略出來ルコト  
三 突發事故ニ對シテ適當ナ處置ガ出來ルコト  
〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 爐ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト

二 爐況ニ依リ出銃ノ調節ガ略出來ルコト

三 出銃時ニ於ケル開口及閉止作業ニ熟練シテキルコト

四 熱風爐ノ操作ニ從事シガスノ處理操作ガ完全ニ出來ルコト  
〔三級〕 二級ニ達シナイ者

〔備考〕 粉鑛ノ燒結作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

製 銅 工

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 爐況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト  
二 出銃前ノ試料検査ガ出來ルコト  
三 ガスノ良否ノ見分ガ出來且適當ナ處置ガ出來ルコト  
四 突發事故ニ對シテ適當ナ處置ガ出來ルコト  
五 轉爐ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ爐内材質ノ變化ノ判定ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 爐況ヲ見テ出銃時ノ判斷ガ略出來ルコト  
二 爐ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト  
三 原料ノ良否ノ見分ガ略出來ルコト  
四 造塊作業ニ於テ湯ノ温度、銅質及鑛型ノ種類ニ應ジ湯ノ注入方法ノ加減ガ完全ニ出來ルコト  
五 造塊作業ニ於テ鑛型引抜時ノ判斷ガ出來ルコト  
〔三級〕 二級ニ達シナイ者

〔備考〕 苦灰石、石灰石等ノ焙燒作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

非鐵金屬製鑛工

〔一級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 焙燒程度ノ判定及調節ガ出來ルコト  
二 燒結機ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト

三 揮發爐又ハ蒸溜爐ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト  
四 熔鑛爐又ハ鍊鍍爐ノ羽口操作ガ出來ルコト  
五 反射爐ノ操作ニ從事シ爐況ニ依リ原料及燃料ノ調節ガ出來ルコト  
六 電氣爐ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト  
七 轉爐ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ爐内材質ノ判定ガ出來ルコト  
八 濕式製鑛作業ニ從事シ浸出又ハ濾過ノ調整ガ出來ルコト  
九 濕式製鑛又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ浮液ノ調整ガ出來ルコト

一〇 濕式製鑛又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ電解又ハ沈澱ノ調整ガ出來ルコト

一一 原料、製品、半製品等ノ熔融爐ノ操作ニ從事シ爐況ノ判定ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 ボット燒結及團鑛ノ作業ガ出來ルコト  
二 焙鑛爐、揮發蒸溜爐、反射爐又ハ鍊鍍爐ノ操作ニ從事シ床前作業ガ出來ルコト  
三 原料、製品、半製品等ノ熔融爐ノ操作ニ從事シ爐前作業ガ出來ルコト  
四 濕式製鑛又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ浸出又ハ浮液ノ操作ガ略出來ルコト  
五 濕式製鑛ノ作業ニ從事シ磨鑛、濃泥又ハ濾過ノ操作ガ略出



來ルコト

六 原料、製品、半製品等ノ乾燥爐ノ操作ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

金屬熔融工

〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 配合スル地金ノ種類ニ依リ熔融順序ヲ知ツテキルコト
- 二 熔融最高温度、熔劑投入温度及鑄造温度ヲ知ツテキルコト
- 三 目測ニ依リ熔融金屬ノ量及温度ノ判定ガ出來ルコト
- 四 熔融爐ノ修理ニツイテ指揮ガ完全ニ出來ルコト
- 五 合金ノ配合量ノ計算ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 目測ニ依リ熔融金屬ノ温度ノ判定ガ出來ルコト
- 二 熔融爐ノ部分的修理及大型トリベノ修理ガ出來ルコト
- 三 古地金ノ種類ヲ見分ガ略出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

鑄工

〔二級〕 次ノ事項中四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 必要ニ應ジテ爐内温度ノ調節又ハ還元焰及酸化焰ノ調節ガ完全ニ出來ルコト
- 二 各種材料ノ加工可能温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
- 三 各種燃料ノ性質及ソレガ加熱材料ニ及ボス影響ヲ知ツテキルコト
- 四 爐材ノ耐火性質ノ判定ガ出來ルコト

五 擔當スル電氣爐ノ構造ヲ知り且附屬ノ電氣機械器具及設備ノ取扱ニ熟練シテキルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 目測ニ依リ爐内温度ノ判定ガ出來ルコト
- 二 鑄内温度測定器具ノ使用ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 材料ノ裝入又ハ取出ノ作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

壓延伸張工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 壓延、伸張、引拔、押出等ノ作業ニ熟練シテキルコト
- 二 各種製品ノ仕様及規格ヲ知ツテキルコト
- 三 各種材料ノ壓延又ハ伸張ノ遞減率ヲ知ツテキルコト
- 四 各種材料ノ壓延可能温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
- 五 ロール、ダイス等ノ機械要部ノ研磨及手直ガ出來ルコト
- 六 製線作業ニ從事シ抗張力二〇〇疋平方耗以上ノ鋼線又ハ徑〇・三耗以下ノ鋼線ノ伸張ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 擔當スル機械ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト
- 二 機械ノ簡單ナ研磨及手直ガ出來ルコト
- 三 熱處理、酸洗等ノ工程ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

ト

四 計尺、測徑、測温等ニ必要ナ器具類ノ取扱ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ矯正用機械ノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鑄物工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計五ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
- \*二 木型ノ作り方ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
- \*三 鑄物ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト
- 四 圖面ヲ見テ大型鑄物ノ作業段取ヲ決定シ且心金、底板等ノ考案ガ出來ルコト
- 五 品物ノ用途、材質及大キサニ應ジテ砂ノ配合ガ出來ルコト
- 六 大型鑄物ノ鑄込所要量ノ計算ガ出來ルコト
- 七 大型鑄物又ハ複雑ナ薄物ノ鑄込温度ノ判定ガ出來且鑄込ノ指揮ガ出來ルコト
- 八 木型ヲ見テ鑄物ノ工數見積ガ出來ルコト
- 九 湯ノ熔融法ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
- 一〇 製品ノ用途ニ應ジテ適當ナ地金ノ選定ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

\*二 鑄物ノ不良ニツイテ原因ノ判定ガ略出來ルコト

三 中型鑄物ノ木型ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

四 複雑ナ生型ノ製作ガ出來ルコト

五 複雑ナ中子ノ製作ガ出來ルコト

六 複雑ナ機械込作業ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 砂落、ハツリ又ハ簡單ナ小型中子ノ製作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 加工中ノ鍛工品ニツイテ所要寸法ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト
- \*二 加工中ノ鍛工品ノ不良箇所ヲ發見シ其ノ處置ノ決定ガ出來ルコト
- 三 圖面又ハ見本ニ依リ材料及工數ノ見積ガ出來ルコト
- 四 五人以上ノ共同作業ヲ必要トスル大物鍛冶ノ指揮ガ出來ルコト
- 五 大物鍛冶ニ必要ナ工具及當型ノ考案ガ出來ルコト
- 六 特殊ノ材料ニツイテ其ノ温度ト性質變化ノ關係ヲ知り加熱中又ハ加工中ノ材料ノ取扱ニツイテ指揮ガ正確ニ出來ルコト
- 七 材質ニ惡影響ヲ殘サズニ加工ノ出來ル温度ノ範圍ヲ知ツテ



キルコト

〔二級〕

次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 目測ニ依リ普通材料ノ温度ノ判定ガ出來ルコト

二 先手二人ノ指揮ガ出來ルコト

三 材質ノ見積ガ略出來ルコト

四 擔當スル範圍ノ鍛冶仕事ノ段取ガ出來ルコト

五 機械槌ノ操縦ガ出來ルコト

〔三級〕

二級ニ達シナイ者  
(備考) 先手ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

熱處理工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 各種金屬材料(炭素鋼、合金鋼、輕合金、銅合金)ノ中ノ一種ニツイテ製品ノ用途ニ應ジ必要ナ熱處理ガ出來ルコト

二 滲炭又ハ窒化作業ニ伴フ各種ノ操作ガ出來ルコト

〔二級〕

次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 温度計ニ依リ爐内温度ノ調節ガ正確ニ出來ルコト

\*二 鑄テ熱處理品ノ硬度ノ判定ガ出來ルコト

三 簡單ナ普通鋼品ニツイテ特定ノ熱處理ガ出來ルコト

四 適當ナ指圖ヲ受ケテ特殊鋼品ノ熱處理ガ出來ルコト

五 熱處理後ノ歪取作業出來ルコト

六 滲炭箱ニ品物ヲ正シク詰メルコトガ出來ルコト

七 加熱量ノ操作ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 鹽化バリウム等ノ加熱バスヲ使用スル機入ダケシカ出來ナイ者、熱處理機械ノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

現圖工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメ且輕船、汽罐、橋梁又ハ鐵塔ノ構造ニ精通シテキルコト

\*二 指圖ヲ受ケズニ現圖展開作業ガ出來又ハ現圖ニ依ル型板ノ製作ガ出來ルコト

三 簡單ナ作業ニ對スル工數見積ガ出來ルコト

四 現圖作業ニ必要ナ簡單ナ計算ガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 現圖作業ノ手傳ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

挽鐵工

〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 水壓機ニ依ル板、山形ノ挽曲作業ニ熟練シテキルコト

三 簡單ナ山形ノ度ノ出入及山形ノ挽曲作業ノ段取ガ出來ルコト

四 歪取作業ニ熟練シテキルコト

五 板ノ彎曲作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

熔接工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ヲ見テ至ノ最モ少イ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

\*二 擔當スル範圍ノ熔接機ノ構造及取扱ニツイテ充分ノ知識ヲモツテキルコト

三 工數見積ガ出來ルコト

四 試驗水壓力八疋平方糎以上ヲ必要トスル罐又ハ槽ノ熔接ガ出來ルコト

五 薄板ノ複雑ナ構造物又ハ薄板ノ大物熔接ガ出來ルコト

六 電弧熔接作業ニ於テ下向、堅向、橫向及上向ノ作業姿勢ヲ熔接ガ出來又ハ特定ノ作業姿勢ヲ高級ナ熔接ガ完全ニ出來ルコト

七 鑄鐵、特殊鋼、銅合金、ニツケル中一種以上ノ熔接ニ熟練シテキルコト

〔二級〕

次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ構造物ニツイテ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

\*二 擔當スル範圍ノ熔接機ノ取扱ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

三 試驗水壓力二疋平方糎以上ヲ必要トスル容器ノ熔接ガ出來ルコト

〔三級〕

二級ニ達シナイ者

鐵 木 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト

二 簡單ナ作業ニツイテ現圖ノ作成ガ出來ルコト

三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

四 薄板ノ歪取作業ガ出來ルコト

五 簡單ナ製罐品ノ曲直及修理ガ出來ルコト

〔三級〕

二級ニ達シナイ者

製罐工

〔二級〕

次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト

\*二 複雑ナ作業ニツイテ必要ナ現圖ノ作成ガ出來ルコト

\*三 製罐作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト

四 厚板曲ゲ方ノ指揮ガ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト



〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

二 船ノシヤフトセンタラ出スコトガ出來ルコト

三 盤木、進水蓋又ハ支柱ノ調整ガ出來ルコト

四 船體ノ中心若ハ組立位置ノ出シ方又ハ肋骨若ハ骨盤ノ組立調整ガ出來ルコト

五 船ノ構造ニ精通シテキルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ノ圖面ガヨメルコト

二 船ノ構造ヲ概略知ツテキルコト

三 現圖木型ニヨル罫書ガ出來ルコト

四 大工仕事ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

板 金 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト

二 工數見積ガ出來ルコト

三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト

四 割出(管ノ分岐)及曲物(エビ)ノ作業ガ出來ルコト

五 ハンダ附及鑢附ノ作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ガヨメルコト

二 板取作業ガ出來ルコト

三 薄板ノ型出作業ガ出來ルコト

四 手作業デ絞り作業ガ出來ルコト

五 ハンダ附作業ニ熟練シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

金屬プレス工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ作業ニツイテ型準備段取ガ出來ルコト

二 複雑ナ圖面ガヨメルコト

三 工數見積ガ出來ルコト

四 數種ノプレスニツイテ拔型、曲型及絞型ノ使用ガ出來ルコト

五 プレスノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 擔當スルプレスニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

二 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク罫書ガ出來ルコト

三 材料ニ缺陷ガアル場合製品ノ機能ニ應ジテ適當ナ處置ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 擔當スル範圍ノ罫書ガ出來ルコト

三 型板(テンプレート)等ヲ用ヒテ簡單ナ罫書ガ出來ルコト

四 製品ノ用途ヲ略理解シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

旋 盤 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

二 數種類ノ旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

銅 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

\*二 復雜ナ管曲作業ガ出來ルコト

三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト

四 配管ノ系統圖ヲ理解シ工事ノ段取ガ出來ルコト

五 各種鑢附作業ニ熟練シテキルコト

六 フランヂ取附作業ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ管曲作業ガ出來ルコト

三 針金デ管ノ曲型ヲトルコトガ出來ルコト

四 簡單ナ配管工事ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

罫 書 工



四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合  
 (品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕  
 上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕  
 上)以上ニ加工ガ出来ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法  
 二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗  
 前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シ  
 タ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

六 大型旋盤作業ニツイテ取附及加工段取ガ出来ルコト  
 七 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ  
 能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出来ルコト  
 \*二 擔當スル旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコ  
 ト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合  
 セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗  
 前後ナラバ公差正負百分ノ五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ  
 公差正負百分ノ六・五耗程度ノ仕上)以上ニ加工ガ出来ル  
 コト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上  
 寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗  
 前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シ

タ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

五 各種ネヂノ製作ガ出来ルコト

六 使用双物ノ研磨ガ出来ルコト

七 高級双物、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知  
 ヲテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者  
 タレット、工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ  
 能力ヲ有スル者

\*一 作業上必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト  
 \*二 指定サレタ加工方式ノ理解ガ容易ニ出来ルコト

三 タレット旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見  
 ガ出来ルコト

四 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来且調整ガ出来ルコト  
 五 使用工具ノ考案ガ出来ルコト

六 精密度ノ高い製品ノ多量生産ガ出来ルコト  
 七 自動又ハ半自動旋盤ノ作業指導ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ  
 能力ヲ有スル者

\*一 擔當スルタレット旋盤ニツイテ各種作業ガ能率ヨク正確ニ  
 出来ルコト

二 日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ  
 公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百

分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易  
 ニ出来ルコト

三 使用双物ノ研磨ガ出来ルコト

四 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキ  
 ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者  
 (備考) 精密度ノ低いボルトナット等ノ多量生産ダケシカ出来  
 ナイ者ハ三級トスルコト

中グ リ 工 次ノ事項中\*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ  
 能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来  
 ルコト

二 數種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来  
 ルコト

三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出  
 来ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合  
 (品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五  
 耗仕上寸法百耗前後ナラバ公差正負百分ノ三・五耗程度ノ  
 仕上)以上ニ加工ガ出来ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法  
 五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗仕上寸法百耗前

後ナラバ公差正負百分ノ一・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ  
 部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

六 大型中グリ盤(シヤフトボリリング)ニツイテ取附及加工  
 段取ガ出来ルコト

七 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ  
 能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出来ルコト  
 \*二 擔當スル中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来  
 ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合  
 セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合(品物ノ仕上寸法五〇耗  
 前後ナラバ公差正負百分ノ六耗仕上寸法百耗前後ナラバ  
 公差正負百分ノ八耗程度ノ仕上)以上ニ加工ガ出来ルコ  
 ト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上  
 寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗  
 前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シ

タ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

五 使用双物ノ研磨ガ出来ルコト

六 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキ  
 ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者



研 磨 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

\*二 數種類ノ研磨盤(手ニ依ル工具研摩専用ノモノヲ除ク)ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 研磨盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 各種砥石車ノ硬度又ハ粒度ト工作物ノ關係ヲ理解シ研摩速度ト送りノ加減ガ出來ルコト

六 工數見積ガ出來ルコト

七 ラツピング仕上作業ガ出來ルコト

八 特殊高級工具ノ研摩ガ出來ルコト

九 ネヂ研摩盤又ハ齒車研摩盤ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

\*二 擔當スル研摩盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

コト

三 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

四 砥上盤(ホーニング盤)作業ガ出來ルコト

五 普通工具ノ研摩ガ出來ルコト

六 マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

ボール盤工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

\*二 數種類ノボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 ボール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

\*二 擔當スルボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

ルコト

三 タップ下孔ヲアケルコトガ出來ルコト

四 錐ノ研摩ガ出來ルコト

五 高級工具、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテ居ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

平 削 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

\*二 數種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 大型平削盤ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

\*二 擔當スル平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 使用又物ノ研摩ガ出來ルコト

四 高級又物、精密測定器具類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

形 削 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

\*二 形削盤又ハ堅削盤ノ數種類ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 形削盤又ハ堅削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

\*二 擔當スル形削盤又ハ堅削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 使用又物ノ研摩ガ出來ルコト

四 高級又物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

フライス工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ



- \*一 能力ヲ有スル者  
 一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
  - \*二 堅型及横型ヲ含メテ三種以上ノフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
  - 三 フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
  - 四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法ニ○耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・九耗仕上寸法五○耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト
  - 五 工數見積ガ出來ルコト
  - 六 割出臺(インデックス)作業ニ熟練シテキルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
  - \*二 擔當スルフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
  - 三 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法ニ○耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五○耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト
  - 四 高級又物、マイクローメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキ

- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者  
 齒切工
  - 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
  - \*二 二種以上ノ齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
  - 三 齒切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
  - 四 工數見積ガ出來ルコト
  - 五 與ヘラレタ齒切作業ノ計算表ヲ理解シ且其ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
  - \*二 擔當スル齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
  - 三 シングルカッタヲ用ヒテ齒切加工ガ出來ルコト
  - 四 高級又物、マイクローメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキ
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

工具仕上工

- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 圖面ニ依リ現圖引ガ出來ルコト
  - 三 加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ應ジテ工具ノ材質ヲ選定シ且形狀ノ考案ガ出來ルコト
  - 四 圖面ヲ見テ必要ナゲージ、ジグ又ハ仕上工具ノ考案ガ出來ルコト
  - 五 加工材料ノ形狀、性質及プレスノ種類ニ應ジテ適當ノ金型ノ考案ガ出來ルコト
  - 六 現圖ニ依リゲージノ製作ガ出來ルコト
  - 七 工數見積ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト
  - 二 特定機械ニ仕上工具金型等ノ製作ガ出來ルコト
  - 三 簡單ナ心出及野書ガ出來ルコト
  - 四 細目鏡ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
  - 五 指圖ヲ受ケテゲージ並又物類ノ製作ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- 仕上工
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト
  - 三 各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
  - 四 工數見積ガ出來ルコト
  - 五 バランシング作業ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
  - 三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
  - 四 タガネノ使用ガ完全ニ出來ルコト
  - 五 鐵及普通合金ノ性質ヲ略知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- 電機組立工
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト
  - \*二 各種電氣機械器具ノ使用法ヲ知ツテキルコト
  - 三 複雑ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト
  - 四 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出來ルコト
  - 五 各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良ガ出來ルコト



六 工数見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

\*一 擔當スル範圍ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

\*二 簡單ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

電氣通信機組立工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

二 複雑ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

三 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出来ルコト

四 工数見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

\*一 擔當スル範圍ノ電氣通信用機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

\*二 簡單ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

精密組立工

〔二級〕 一般精密機械器具ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有

スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

二 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案が出来ルコト

三 高級ナ摺合作業が出来ルコト

四 機械ニ缺陷ガアル場合其ノ調整スベキ要點ノ指摘が出来ルコト

五 工数見積が出来ルコト

光學機械ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメ又ハガラス部分ノ清拭作業ガ完全ニ出来ルコト

二 各種光學機械ニ對スル調整段取が出来ルコト

三 精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選擇ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

四 焦點ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出来ルコト

五 工数見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

\*二 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト

三 タガネ及鍮ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

四 普通ノ摺合作業が出来ルコト

五 特定ノ機械ニツイテ其ノ調整が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

機械組立工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

\*二 機械器具ノ組立及調整が出来ルコト

三 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案が出来ルコト

四 高級ナ摺合作業が出来ルコト

五 大型機械ノ補正及修理が出来ルコト

六 軸中心線ノ調整が出来ルコト

七 工数見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

\*二 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト

三 タガネ及鍮ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

四 普通ノ摺合作業が出来ルコト

五 小型機械ノ補正及修理が出来ルコト

六 大型機械ニツイテ部分的補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

航空機組立工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

\*二 作業段取及工数見積が出来ルコト

三 機械全體ノ調整ニ熟練シテキルコト

四 發動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

五 操縦裝置ノ調整ニ熟練シテキルコト

六 取付計器ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

\*二 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト

三 普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

四 板金作業が出来ルコト

五 各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

自動車工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

\*二 自動車全體ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト

三 工数見積が出来ルコト

四 自動車發動機ノ調整ニ熟練シテキルコト

五 自動車各部分ノ摺合及調整が出来ルコト



六 自動車運轉者免許證ヲモツテキル者ト同等以上ノ運轉技能ヲモツテキルコト

七 各種自動車ノ車室機装ガ完全ニ出來ルコト

八 各種機装材料ノ品質ノ識別ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

二 自動車各部分ノ構造及機能ヲ略知ツテキルコト

三 自動車ノ特定部分ノ分解及調整ガ出來ルコト

四 車室ノ特定箇所ノ機装ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

機 装 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 關聯スル各種ノ圖面ガヨメルコト

\*二 擔當スル範圍ニツイテ各種裝置ノ關係ヲ知ツテキルコト

三 工數見積ガ出來ルコト

四 擔當スル範圍ニツイテ作業進捗程度ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト

五 軸系中心調及据附ノ指揮ガ出來ルコト

六 主機械又ハ補機械ノ据附、運轉及調整ノ指揮ガ出來ルコト

七 擔當スル範圍ニツイテ造船機装ニ必要ナ現圖展開ガ出來ルコト

八 數種類ノ兵器ニツイテ完全ナ据附ガ出來ルコト

九 艦船内ノ電氣器具ノ据附及調整ガ出來ルコト

一〇 艦船内ノ各種ノ電氣機械ノ結線及運轉ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 擔當スル範圍ノ機装ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

二 擔當スル範圍ノ機装ノ段取ガ出來ルコト

三 補機械ノ運轉及調整ガ出來ルコト

四 各種管裝置ノ据附ガ出來ルコト

五 擔當スル兵器ノ据附ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

卷 線 工

〔二級〕 コイルノ卷キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ仕様書ガワカルコト

\*二 計器ニ依リ銅線ノ太サ、被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出來ルコト

三 コイルノ用途ニ精通シテキルコト

四 卷型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 電氣的知識ガアリコイル卷及絶縁工程ノ一般ニツイテ理解シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

絶 縁 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ仕様書ガワカルコト

\*二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト

三 計器ニ依リワニスノ比重、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト

四 各種絶縁物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出來ルコト

五 各種絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

六 各種絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

七 ワニスノ處理及乾燥ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 仕様書ガワカルコト

二 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ取扱ガ出來ルコト

三 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

四 擔當スル範圍ノ絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

目 盛 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ

目 盛 工

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 仕様書ガワカルコト

二 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ取扱ガ出來ルコト

三 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

四 擔當スル範圍ノ絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

目 盛 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 仕様書ガワカルコト

二 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ取扱ガ出來ルコト



能力ヲ有スル者

\*一 圖面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ決定ガ出來ルコト

二 機械的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

三 化學的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

四 手作業ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

機械的、化學的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ從事スル者ニ

ツイテハ次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 精密度ノ低イ計器ニツイテ指圖ヲ受ケズニ目盛ガ出來ルコト

二 割出方法、使用工具等ニツイテ指圖ヲ受ケ精密目盛ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

合 板 工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 原板作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

二 膠着作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

三 仕上作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

四 乾燥作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

五 選別作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

木 型 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

\*二 鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

三 現圖引ガ出來且木取ガ出來ルコト

四 圖面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來且工數見積ガ出來ルコト

五 現場合セ木型ノ製作ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

\*二 圖面又ハ現圖ニ依リ普通木型ノ製作ガ出來ルコト

三 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

四 木材ノ至ノ方向ヲ考ヘテ木型ノ製作ガ出來ルコト

五 簡單ナ機械部分品ノ見取圖及スケッチガ出來ルコト

六 船尾軸管リグナムバイタ作業ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 木型ノ塗裝ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

木 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

五 屋根形プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

七 特殊對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

八 六〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

九 大型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

一〇 精密ナ角度ヲ要スルプリズムノバルサム作業ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 直徑三〇耗以上ノ普通對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

二 三〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

四 小型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

六 プリズム及精度ノ高イレンズノバルサム作業ガ出來ルコト

登三三

\*一 圖面ガヨメルコト

二 工數見積ガ出來ルコト

三 簡單ナモノノ設計ガ出來ルコト

四 木材ノ性質ヲ判斷シ木取及墨附ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ現圖ガカケルコト

三 圖面又ハ現圖ニ依リ墨附ガ出來ルコト

四 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

五 普通取扱フ木材ニツイテ其ノ材質ノ判定ガ出來且其ノ用途ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

光學ガラス工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 中央プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

二 五角プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

三 距離プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

登三三



〔三級〕 二級ニ達シナイ者  
有線電信通信士

〔二級〕 音響通信デ一分間八五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者

〔二級〕 音響通信デ一分間七五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者  
〔三級〕 二級ニ達シナイ者  
(備考) 自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ出來ナイ者ハ三級ト  
スルコト

製 圖 手

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 條件ヲ與ヘラレテ簡單ナ設計ガ出來ルコト

二 複雑ナ製圖ガ出來ルコト

三 見取圖ガカケルコト

四 精密ナ圖面ノトレースガ明確ニ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 寫圖ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

起重機運轉工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ  
能力ヲ有スル者

\*一 起重機ノ運轉ガ完全ニ出來ルコト

二 起重機ノ構造ヲ知ツテキルコト

三 起重機ノ故障ノ原因ヲ知り且其ノ修繕及調整方法ノ判斷ガ  
出來ルコト

四 取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判斷ガ出來ルコト

五 揚重用補助用具ノ使ヒ方ヲ知ツテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

メ ッ キ 工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 メッキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出來ルコト

二 擔當スルメッキ原液ノ作り方ヲ知ツテキルコト

三 熱式メッキニツイテ材料熔融爐ノ溫度ノ調節ガ出來ルコト

四 指圖ヲ受ケズニ電氣熱式又ハ乾式ノメッキガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) メッキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケシカ出來ナイ者ハ二  
級トスルコト

塗 装 工

〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 普通ニ用ヒル數種類ノ塗料ニツイテ其ノ性質、用途及色合  
ヲ知ツテキルコト

二 材料ノ配合方法ヲ知ツテキルコト

三 手塗、吹附又ハ焼附ニ熟練シテキルコト

四 各種塗裝用工具ノ使用ニ熟練シテキルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 下塗ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

潜 水 夫

〔二級〕 海難救助作業、解纜作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且

二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

〔二級〕 四〇米以上ノ潜水ガ出來ル者  
海難救助作業、解纜作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且

〔三級〕 二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者  
二級ニ達シナイ者



昭和十四年二月十八日  
 關藏省令  
 陸軍省令  
 海軍省令  
 逓信省令  
 厚生省令  
 第一號

## 國民職業能力申告令第十四條ノ規定 ニ依ル官廳被用者ノ特例ニ關スル件

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條ノ要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳(以下指定官廳ト稱ス)ニ使用セラ  
 ル、モノ(以下官廳被用者ト稱ス)ハ令第四條第一項第七號、第八號、第十四號及第十五號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告(以下一般申告ト稱ス)ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號、第七號又ハ第八號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同シ

第二條 官廳被用者ノ申告ハ當該指定官廳ヲ經由シ當該指定官廳所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ 但シ指定官廳所屬ノ支所、支局、分工場其ノ他之ニ準ズルモノ(以下支所ト稱ス)ニ勤務スル官廳被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

通信官署ノ官廳被用者ニシテ電氣通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又ハ通信電機工ニ從事シ又ハ從事シタルモノ、申告ハ所轄逓信局ヲ經由シ當該逓信局所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 指定官廳又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條

第一項第七號、第八號及第十四號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ

第四條 官廳被用者ノ職業能力申告手帳ハ令第四條第二項又ハ同第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官廳被用者トナリタルトキハ遲滞ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

第五條 官廳被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ令第四條第一項第七號又ハ第八號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ通知スベシ

指定官廳官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキ亦同シ此ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ居住ノ場所ヲ當該國民職業指導所長ニ通知スベシ

第六條 本令ハ臨時ニ使用セラル、官廳被用者ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラル、ニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當

スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラル、ニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラル、者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラル、者

三 日日雇入レ使用セラル、者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



國民職業能力申告令第二條  
第一號ノ指定職業

(昭和十四年一月十八日  
厚生省告示第五號)

- 一 探炭、選炭、採鐵、選鐵、採油又ハ探鐵ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
機械技術者
- 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
冶金技術者
- 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電機ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
電氣技術者
- 四 有線電話機、無線電話機(放送用ヲ含ム)、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
電氣通信技術者
- 五 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
建築技術者
- 六 從事スルヲ業トスルモノ  
航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)  
航空機技術者
- 七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
造船技術者
- 八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
化學技術者
- 九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
窯業技術者
- 一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
木工技術者
- 一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、陸道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
土木技術者
- 一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
建築技術者

- ヲ業トスルモノ  
建築技術者
- 一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
氣象技術者
- 一四 航空士、航空機操縦士、航空機操縦士ヲ業トスルモノ  
航空機操縦士
- 一五 金属材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
金屬試驗工
- 一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
實驗工
- 一七 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
機械検査工
- 一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
レンズ検査工
- 一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
試運轉工
- 二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
分析工
- 二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鐵ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)  
探炭夫
- 二二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運搬ノミニニ從事スルモノヲ除ク)  
坑内運炭夫
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
炭坑支柱夫
- 二四 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
機械選炭夫
- 二五 鐵物ノ採掘又ハ探鐵ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)  
探鐵夫
- 二六 鑄山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
鑄山支柱夫
- 二七 鑄山坑内ニ於テ主トシテ鐵物ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運搬ノミニニ從事スルモノヲ除ク)  
坑内運鐵夫
- 二八 鑄山ニ於テ機械ニ依ル鐵物ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム)  
機械選鐵夫
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
石油鑿夫
- 三〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ  
製銑工
- 三一 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ  
製鋼工
- 三二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ  
非鐵金屬製鍊工



- 三三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスル  
金屬熔融工
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ  
操 爐 工
- 三五 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲メニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
壓延伸張工
- 三六 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ  
鑄 物 工
- 三七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及又物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ  
鍛 工
- 三八 金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
熱 處 理 工
- 三九 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
現 圖 工
- 四〇 船体用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ  
撓 鉄 工
- 四一 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鉋作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
鋸 打 工
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
填 隙 工
- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
熔 接 工
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
製 鐵 工
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
剪 斷 工
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)  
鉄 木 工
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(ブリキ職及同打物職ヲ含ム) 板 金 工
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
金屬プレス工
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
鋼 工
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム) 配 管 工
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク) 鉄 工
- 五二 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
野 書 工
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、専門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
旋 盤 工

- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
タレット工
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
中 グリ 工
- 五六 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
研 磨 工
- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
ボール盤工
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
平 削 工
- 五九 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
形 削 工
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
フライス工
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
齒 切 工
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク) 特殊機械工
- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、シグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネジ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
工具仕上工
- 六四 主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業  
工 具 仕 上 工
- (簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ  
仕 上 工
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
電氣組立工
- 六六 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
電氣通信機組立工
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
精密組立工
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
機械組立工
- 六九 航空機ノ仕上、組立、機裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
航空機組立工
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、機裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
自動車工
- 七一 艦船ノ機裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
機 裝 工
- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、機裝又ハ被給ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
電 線 被 裝 工
- 七三 金屬ノ捻線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)